

インターネットにおけるルール&マナー検定

～インターネット協会～

設問 1

本好きの友人から、ある作家についての感想メールが届きました。大変興味深い内容だったので、同じ趣味をもつ他の友人にも転送しようと思います。ただ、そのままでは少しわかりづらい部分があり、補足したほうがよさそうです。このとき、どのようにするのがよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 オリジナルのメールの文面でわかりづらいところは手直しし、さらにその前後に自分の補足コメントを加えるとよい。
- 2 オリジナルのメールの文面で、余計なところは自分の判断で削除し、そのうえで転送するのは書き換えにあたらぬ。
- 3 オリジナルのメールの文面でわかりづらいところは手直しし、書き換えたことを明記して転送するとよい。
- 4 オリジナルのメールの文面には一切変更を加えずに引用符をつけ、その前または後ろに自分の補足コメントを加えるとよい。

正解 4

解説

受信したメールを転送するときは、変更を加えずにそのまま送らなければいけません。受信したメールがわかりづらいとの理由で書き換えると、送信者の意図と異なってしまい、改ざんにあたります。

また、受信したメールのうち、自分の考え方と異なる部分があっても、勝手に削除すると文章全体の意味が異なってしまったり、意味がわからなくなってしまうことがあります。

設問 2

交際を断った相手から、嫌がらせのメールが届くようになりました。最初は無視していましたが、だんだんメールの数が増えて、1日100通を超えるようになり、イライラがつのるばかりです。この場合、どのように対応すればよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 いいかげんにやめるように、相手に連絡する。
- 2 メールソフトのフィルタ機能で相手からのメールを読まないようにし、プロバイダにも連絡する。場合によっては警察に通報する。
- 3 メールソフトのフィルタ機能で相手からのメールを即刻削除し、ひたすらがまんする。
- 4 仕返しのために、受け取ったメールをそのまま相手に送り返すようにフィルタを設定する。

正解 2

解説

嫌がらせや脅迫じみたメールが繰り返し送られてくるような場合は、そのメールアドレスをフィルタリングするよう電子メールソフトで設定するか、相手の利用しているプロバイダに迷惑行為を受けていることを相談してください。なお、脅迫的な内容のメールや、嫌がらせのメールをしつこく送ることは、脅迫、ストーカー行為、業務妨害などの犯罪行為にあたる場合があります。身の危険を感じたり、何らかの被害を受けたりした場合は、警察に相談しましょう。また、この場合、受け取ったメールは証拠となりますので削除せずに保存しておきましょう。

設問 3

掲示板での議論について、間違っただけのものを選びなさい。

- 1 他人の著作物を勝手に掲示板に掲載した場合、著作権侵害を問われることがある。
- 2 掲示板は、何を発言しても法的責任を問われることがない言論の自由がある。
- 3 匿名掲示板を標榜していても、法的対応をとられた場合、発信者が特定されることがある。
- 4 掲示板で他人の名誉を毀損した場合は、刑事事件となり罪を問われる場合と、民事事件として損害賠償を求められる場合がある。

正解 2

解説

インターネットの掲示板システムは、雑誌や新聞の投書欄のように、編集者によって事前審査されたり編集されたりすることがなく、投稿者の意見がそのまま即座に公開されるメリットがあります。その反面、無責任な情報発信や他人の権利を不当に侵害するような発言も後を絶たず、さまざまなトラブルが発生することになります。

掲示板トラブルでもっとも多いものは誹謗中傷やプライバシー侵害です。掲示板で他人を誹謗中傷したり、他人のプライバシーを侵害したりするような発言をすると、名誉毀損罪（刑法230条）侮辱罪（刑法231条）に問われる可能性があります。

企業やお店のサービスや製品に対する事実無根の情報を掲示板に書き込んだ場合は、信用毀損や業務妨害であるとして、信用毀損および業務妨害の罪（刑法233条）に問われる可能性があります。

名誉毀損や信用毀損により損害が生じた場合には、民法上、損害賠償の請求が可能となります。この場合、不法行為責任（民法709条）、非財産的損害の賠償（民法710条）、名誉毀損における損害賠償（民法723条）などにより、現実に生じた経済的損失の範囲内においてその請求が認められます。

他人の文章や写真、ソフトウェアその他の著作物を勝手に掲示板に掲載した場合は、著作権侵害に問われることがあります。

設問 4

著作物の利用において、著作権侵害となる行為を次のなかから選びなさい。

- 1 自治体が公表している報告書を、一般の人が見ることができるウェブページに掲載すること。

2 新聞に掲載された新しい法律の条文を、一般の人が見ることができるウェブページに掲載すること。

3 特定参加者だけが参加できる電子会議室の発言全部を、発言者に無断で、一般の人が見ることができるウェブページに全文掲載すること。

4 自分で演奏・録音したベートーベンの音楽データを、一般の人が見ることができるウェブページに掲載すること。

正解 3

解説

著作権法では、創作性のある表現（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）を「著作物」として保護しており、許諾を得ずに他人の著作物をウェブページに掲載すると著作権侵害になります。

特定参加者だけが参加できる電子会議室での発言は、それぞれ発言者個人の著作物であると考えられます。そのため、特定の会議室での発言全部をウェブページに全文掲載する場合は、それぞれの発言者からウェブページへ掲載することについて許諾を得る必要があります。

著作権には保護期間があるため、保護期間が切れた作曲家の作品であれば、自分の演奏を録音してウェブページに公開しても著作権侵害にはなりません。ただし、他の人の演奏を録音して無断でウェブページに公開すると、たとえそれが保護期間の切れた作曲家の作品であっても、演奏者の著作隣接権を侵害することになります。

日本では、原則として、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後50年までを、著作権の保護期間としています。

自治体が一般に周知させることを目的として作成し、公表している報告書などは、その報告書の転載を禁止する表示がない限りは、ウェブページなどに掲載してもよいとされます。

憲法その他の法令や、国や地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達等は、著作権の目的とならない著作物とされていますので、自由に掲載することができます。

設問 5

週末に、友人の家でバーベキューパーティが開催されることになりました。その友人から、「君のウェブページで、参加者全員に僕の自宅の住所、電話番号をアナウンスしてもらえないか」と頼まれました。これについて、もっとも望ましいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 住所や電話番号だけでなく、よりわかりやすいように地図や写真なども掲載したほうがよいとアドバイスする。

2 ウェブページでは住所や電話番号は公開せず、「開催場所や連絡先はメールで問合せしてほしい」と記載したほうがよいとアドバイスする。

3 パーティの開催場所をウェブページで案内すると便利なので、すぐに情報を掲載すると約束する。

4 ウェブページで電話番号を公開するとイタズラ電話がかかってくることがあるので、名前と住所だけを公開したほうがよいとアドバイスする。

正解 2

解説

住所や電話番号はもちろん、家族構成や家族の名前、年齢、写真などをウェブページ上に安易に公開するのは危険です。犯罪から身を守るためにも、ウェブページでの個人情報の開示には十分に注意する必要があります。

個人情報を公開すると、その個人情報が悪用され、トラブルに巻き込まれる可能性もあります。自分の個人情報だけでなく、他人の個人情報を勝手に掲載してもいけません。個人情報を掲載することにより、たとえば、知らない人から自宅に電話がかかってきたり、ストーカーに付け狙われたり、家族の写真によって子どもが誘拐されるなど、さまざまな事態が考えられます。また、ウェブページ上の書込みや写真は簡単にコピーできるので、公開された個人情報が、知らないうちに他の掲示板などに転送・掲載されてしまうこともあります。いったんインターネット上に流れた個人情報は、誰に見られるかわかりません。犯罪から身を守るために、個人情報の公開はできるだけ避けてください。

この設問のような場合は、正解にあるように「開催場所や連絡先はメールで問合せしてほしい」とウェブページに記載するか、または、参加者にメールで個別に連絡するのが望ましいでしょう。

設問 6

ウェブページに、ビルの屋上から路上を撮影した写真を掲載しました。それを見た人から「自分が写っているので掲載をやめてほしい」とメールが来ました。この場合の対処法としてふさわしいものを次のなかから選びなさい。

- 1 法律的には問題ないが、申出があればできるだけ速やかに削除や差替えに応じる。
- 2 他に掲載に異議を申し出てくる人が出るまで、このまま掲載しておく。
- 3 ウェブページ作者の表現の自由があるので、写真はそのまま掲載する旨、メールで返事をする。
- 4 個人がやっと特定できるほどの小さな写り方で、誰も気がつくわけではないと思うので、メールは無視する。

正解 1

解説

人には、勝手に肖像を撮影されたり、掲載されたりすることを拒む「肖像権」が認められています。したがって、他人の写っている写真を本人の許可なく掲載すると、肖像権の侵害となる場合があります。他人の写っている写真をウェブページに掲載したい場合は、写っている人に掲載許可をもらう必要があります。

ただし、街の風景写真を撮影して掲載する際、たまたま通行中の人が写ってしまったような場合には、同意なき撮影、掲載が許される場合もあります。通行中の人の顔や容姿が写真上判然とせず、本人と特定できない程度のものであれば、肖像権上問題ないと考えられます。

こうしたことを考えると、設問の場合が肖像権の侵害にあたるかどうかの判断は微妙ですが、被写体本人から自身の肖像を含む写真の無断掲載をやめてほしいと申出があったら、肖像権侵害にあたる場合はもちろんのこと、あたるかどうか微妙な場合でも、できるだけ申出に応じましょう。

設問 7

インターネットオークションで見つけた品物を落札しました。届いた商品を見ると、イメージしていたものとは違っています。頭にきたので、自分のウェブページ上の日記に、「品物はまがいものだった。私はすっかり騙された。出品者の人格に問題がある。」と書いて、注意を促しておこうと思います。これについて、あてはまると思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 自分が経験した事実であり、ウェブページに書いて注意を促すのは当然である。
- 2 こうしたトラブルにあった場合、報告の義務があり、報告を怠ると責任を問われることがある。
- 3 他のオークション参加者が騙されないよう、きちんと公開して注意を促すべきである。
- 4 相手の人格を否定するような過激な書き方をすると、法的に責任を問われる可能性がある。

正解 4

解説

たとえ根拠のある事実があったとしても、ウェブページで他人を批判するときに、相手の人格を否定するような過激な書き方をするのはやめましょう。刑法上の責任を問われることがあります。たとえば、誹謗中傷したり、社会的評価を低下させる内容を掲載したりすることは名誉毀損罪（230条）や侮辱罪（231条）などにあたる可能性があります。

また、個人への批判と同様に、企業や店舗のサービスや製品に対する事実無根の情報を掲示板に書き込まないようにしましょう。こうした行為は、企業や店の社会的評価を侵害する行為として名誉毀損罪、またそれによって業務が妨害された場合は偽計業務妨害（233条）に問われることがあります。

なお、名誉毀損により損害が生じた場合、民法上の不法行為責任（709条）、非財産的損害の賠償（710条）によって、損害賠償を請求されることがあります。また、損害賠償に加え（または損害賠償の代わりに）、新聞紙上に謝罪広告を掲載するなどの「名誉を回復するための適切な措置」を求められる可能性があります（723条）。

設問 8

自分で作成したウェブページから、他の人や会社のウェブページにリンクしたいと思います。次のうち、著作権侵害となる可能性のある行為を選びなさい。

- 1 リンク先からリンクをはずすように要請されても、はずさない。
- 2 他のページの画像などに直接リンクを設け、自分のページのコンテンツのように見せる。
- 3 リンクしたことを連絡しない。
- 4 トップページ以外のページに、直接リンクを張る。

正解 2

解説

自分のウェブページから他のページにリンクを張るときには、そのページが誰のページかはっきりわかるようにリンクしましょう。他のページの画像へ直接リンクして自分のウ

ウェブページの一部として表示させたり、フレームなどを使って他人のページをあたかも自分のウェブページの一部であるかのように見せたりしてはいけません。このようなリンクの張り方は著作権法23条の公衆送信権の侵害にあたる可能性があるといわれています。しかし、自分のウェブページから他のウェブページにリンクを張る行為自体は、他人の著作物を複製したり送信したりするわけではないので、作成者の許可を取らなくても、著作権侵害になることはありません。

「無断リンク禁止」とか、「リンクはトップページにお願いします。」などと書かれているサイトがありますが、法律的に効力のあるものではありません。ただし、このような記述を無視して安易にリンクを張ると、リンク先の相手に不快な思いをさせたり、トラブルが生じる可能性があります。リンク先のサイトにリンクの可否に関する記述があれば、それを尊重するようにしましょう。

設問 9

「オーストラリアの宝くじが購入できる10名に選ばれました。2,000円送金して登録するといつでも宝くじを購入できます」というメールが届きました。インターネットを利用した海外宝くじ購入に関して、正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 海外宝くじを日本国内で購入することは、海外の旅行先で購入するのと同じで問題ない。
- 2 海外宝くじを日本国内で購入する行為は、インターネットを利用してもしなくても法律違反となる。
- 3 ダイレクトメールなどの場合は詐欺の可能性が高いため危険だが、インターネット経由で海外宝くじの発行元から直接購入する場合は危険はない。
- 4 海外宝くじをインターネット経由で購入することは問題ないが、販売しているのが国内の業者だと法律違反となる。

正解 2

解説

日本では、宝くじなどの「富くじ」の売買は、刑法187条で処罰の対象とされています。ただし、宝くじは「当せん金付証票法」によって、総務大臣（旧自治省の自治大臣）の許可を受けた地方自治体だけが販売できる例外です。また、競馬の馬券やサッカーくじも、特別法によって例外的に販売が認められた富くじです。したがって、海外宝くじを国内の業者から購入することはもちろん、海外からのダイレクトメールやインターネットを見て購入した場合も、その行為が日本国内で行われれば、違法となります。また、宝くじ販売を装った詐欺の可能性もあるので注意が必要です。

設問 10

インターネットや携帯電話のウェブ機能を利用して、公営競馬の馬券購入を代行するというウェブページがあります。支払いはクレジットカードで行え、購入代金に対するポイントサービスやキャッシュバックなどの特典も充実しており、配当金は銀行振り込みや小切手で支払われるようになっていきます。また、オッズ（配当率）も、公営競馬とまったく同じで、事業拠点は海外ですが、その国では認可されていると言います。こうしたサービスについて、次のなかから正しいものを選びなさい。

- 1 公営競馬の馬券の購入代行を事業として行うことは日本では違法だが、海外に拠点が

あるので合法的なサービスといえる。

2 公営競馬を対象とした違法な賭博行為（ノミ行為）の可能性があるが、その場合、日本の利用者は法律によって処罰されることがある。

3 公営競馬を対象とした違法な賭博行為（ノミ行為）の可能性があるが、その場合でも利用者が法律によって処罰されることはない。

4 競馬などの賭博については、海外に拠点があり、認可された事業であれば、日本からもまったく問題なく利用できる。

正解 2

解説

馬券（投票券）は、公設の売り場（在宅投票システムを含む）から購入しなければなりません。また、馬券購入を他人に委託することはできますが、委託された者が、そのことを事業にすることは禁止されています（競馬法31条：違反者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）。

設問のようなサービスの場合、委託した相手が実際に公設の売り場から馬券を買うかどうかはわかりません。馬券購入の代行と詐称して、はずれ馬券の代金を着服し、当たり馬券の配当支払いを私的に行っている場合があります。このように、正規の競争の主催者ではない人や団体が、正規の主催者の競争を対象に、不正に勝馬投票類似の行為をさせることを「ノミ行為」と言います。

「ノミ行為」は、いわゆる胴元を行う者だけでなく、参加した人も罰せられます。したがって、日本からこうしたノミ行為に参加すれば、日本の法律（競馬法など）によって厳しく処罰されます（競馬法33条：100万円以下の罰金）。

また、ノミ行為は暴力団などの重要な資金源になっていますので、加担しないようにしましょう。

設問 11

「不要な通帳を高額で買い取ります」という書込みを掲示板で見つけました。インターネットを利用した預金通帳の売買に関して、あてはまると思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 預金通帳の売買自体は法律による処罰の対象となっているが、インターネット上での売買の勧誘や広告を取り締まる法律がないことが問題となっている。

2 インターネットの掲示板などで預金通帳の売買を持ちかけるような書込みをするだけで処罰の対象となる。

3 売買された通帳が「振り込め詐欺」などの犯罪行為に利用されるケースが多く、大きな問題となっているが、インターネットは匿名性が高く、取り締まることが不可能である。

4 預金通帳は「口座屋」と呼ばれる金融庁の認可を得た業者であれば、インターネット上で自由に売買することができる。

正解 2

解説

「振り込め詐欺（注1）」などの犯罪行為に利用される架空の銀行口座がインターネット

を通じて売買されるケースが多く、大きな問題になっています。こうした口座売買を防止するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律（預金口座等の不正利用防止法）」が2004年12月30日より施行されました。

この法律改正により、インターネット上において、預貯金口座やキャッシュカードの売買を持ちかけたり、売買を誘引するような広告で勧誘したりした場合は、処罰の対象（50万円以下の罰金）となります。さらに、預金口座の取引を業として行ういわゆる「口座屋」に対しては、2年以下の懲役か300万円以下の罰金、または両方の刑が同時に科せられることとなります。

警察庁は、掲示板などにおいて預貯金通帳などの売買に関する書き込みを発見した場合には、閲覧できないようにするなどの必要な措置を適切に講じたうえで、警察に通報するよう、プロバイダなどに対して呼びかけています。

（注1）「振り込め詐欺」（旧称「オレオレ詐欺」）は、電話で身内を装って交通事故の示談金などを振り込ませたり、身に覚えのない代金を請求する詐欺です。

設問 12

アイドルコラージュ（アイコラ）は一般に、アイドルの顔写真と別人の体の写真を合成したものとされていますが、わいせつなものでなければウェブページで公開してもとくに問題はないのでしょうか。正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 アイコラは、わいせつなものであってもなくても、アイドルの顔写真を勝手にウェブページで公開することは違法である。

2 アイコラをつくるには所属事務所の許諾を必要とするが、つくったアイコラは自由にウェブページで掲載できる。

3 アイドルの公式サイトからダウンロードした顔写真を利用するのであれば、アイコラをつくってウェブページで公開するのは自由である。

4 アイコラを作って個人で楽しむ分には問題なく、わいせつでなければ自分のウェブページで公開してもかまわない。

正解 1

解説

そのアイドルコラージュ（アイコラ）がわいせつであってもなくても、アイコラを作成してウェブページで公開することは、次の点で違法性があります。

1. アイドルの顔を勝手に利用することで、肖像権の侵害行為となります。かつ、アイドルなどの有名人には、自分の氏名や肖像を経済的に価値あるものとして利用する権利であるパブリシティ権もあると考えられているため、アイドルの顔を勝手に利用することで、パブリシティ権の侵害行為にもなります。

2. アイドルの顔などを他の人が撮影した写真から切り取ってウェブページ掲載用として利用する場合は、写真の撮影者が有する写真の著作権を侵害していることとなります。

3. アイドルの顔と別人の身体の写真を合成することで、人の感情を害し侮辱しているとして、名誉毀損罪となる可能性があります。

設問 13

インターネットの通信販売では、価格、支払いの時期と方法、商品等の引渡時期などの表示を義務づけられています。以下のなかで表示が義務づけられていないものを選びなさい。

- 1 事業者（法人の場合）の代表者名、または通信販売業務の責任者名
- 2 事業者の氏名/名称、住所、電話番号
- 3 クーリングオフについての記載
- 4 返品の特約（特約がない場合はその旨）

正解 3

解説

通信販売（郵便、電話、インターネットなど通信手段により申し込みを受ける販売）では、クーリング・オフについての記載は義務づけられていません。それは、通信販売にはクーリングオフ制度が適用されないためです。購入前に注意が必要です。返品の特約の有無の表示は義務づけられていますので、返品特約があるかどうかを、申込時にウェブページで確認しましょう。

「特定商取引に関する法律」広告における表示義務事項

- (1) 商品の価格（送料が含まれない場合は送料も）
- (2) 支払い時期および方法
- (3) 商品等の引渡時期
- (4) 商品等の引渡後の返品の特約（特約がない場合はその旨）
- (5) その他、以下の事項（特商規則8条）
 1. 事業者の氏名/名称、住所、電話番号
 2. 事業者（法人の場合）の代表者名、または通信販売業務の責任者名
 3. 申し込みの有効期限（期限がある場合のみ）
 4. 価格や送料以外の付帯的費用（代引手数料、組立費等）
 5. 商品に隠れた瑕疵がある場合の事業者の責任について（規定がある場合のみ）
 6. 商品の販売数量の制限や、その他特別な販売条件
 7. 広告の表示事項の一部を表示しない場合に、消費者がそれらを記載した書面を請求した場合に、その費用負担（消費者に負担を求める場合のみ）

設問 14

以下は、電子商取引などにおける安全性を確保するために、商業認証局が発行し、ウェブサイトのサーバに備えられる電子証明書（サーバ証明書）の用途や付随するサービスについて述べたものです。このうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 ウェブサイトの運営者が実在することを証明する。
- 2 電子証明書に格納されている公開鍵の所有者であることを証明する。
- 3 不正行為を行わないウェブサイトであることを証明する。
- 4 クレジットカード番号などをブラウザから送信する際の暗号化通信に利用する。

正解 3

解説

電子証明書には、ウェブサイトのサーバが保有する秘密鍵と対になっている公開鍵が格納されています。

電子証明書は、通常はブラウザにあらかじめ組み込まれている認証局（信頼されたルー

ト証明機関)の電子署名により、その公開鍵の所有者であることを証明しています。

また最近では認証局が、電子商取引における信頼性を高めるために、ウェブサイトの運営者が実在することを確認し、利用者が画面上のシールなどで知ることができるようにするサービスを行っています。

ウェブサイトのサーバに備えられる電子証明書中の公開鍵は、SSL (Seure Socket Layer) で暗号通信する際に、クライアント(利用者のブラウザ)が生成した暗号用の共通鍵を暗号化し安全にサーバに送るために使われます。

その後、その共通鍵を用いて、クレジットカードなどを暗号化し安全に送信できるようになります。

ウェブサイトが不正行為を行わないことを証明するような監査は、電子証明書を発行する認証局では行っていません。

設問 15

いわゆるプロバイダ責任制限法により認められている発信者情報開示請求権に関する以下の記述のなかで、正しいものを選びなさい。

- 1 発信者情報の開示を請求できるのは、名誉毀損の被害者だけである。
- 2 発信者情報開示請求権が認められるためには、開示請求者の権利が侵害されたことが明らかになる必要がある。
- 3 開示された発信者情報はどのような目的に使ってもよい。
- 4 開示を請求できる情報は住所、氏名およびメールアドレスだけである。

正解 2

解説

プロバイダ責任制限法(正式名称:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)により、発信者情報開示請求権が認められるためには、以下の両方の条件を満たすことが必要とされています。

- ・その情報がインターネット上を流通することにより、開示請求者の権利が侵害されたことが明らかであること。
- ・その情報の発信者に対して損害賠償請求を行うために必要な場合など、開示を受けるための正当な理由があること。

たとえば、他人の名誉を毀損している書き込みをウェブ上の掲示板で見つけ、掲示板を管理するプロバイダに対して書き込んだ人のメールアドレスや住所の開示を請求したとしても、開示請求者本人の権利が侵害されているわけではありませんから、情報開示は認められません。

「開示請求者の権利」には、名誉だけでなく、プライバシー、著作権等も該当します。また、開示を請求できる情報は、氏名(名称)、住所、メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプとされています。

設問 16

英会話教室のウェブページで無料体験コースの案内を見つけました。興味があったので、無料体験コースに申し込み、その英会話教室に行きました。コース終了後、お店の人から熱心な勧誘を受け、担当の上司の人まで出てきて、契約しないと気まずい雰囲気になりました。早く帰りたい気持ちもあったのでつい契約書にサインをしてしまいました。後日請求書が送られてきたのですが、よく考えると金額も高いので入会する気持ちになれません。

このケースについて、正しいと思われる記述を以下から選びなさい。

- 1 悪質な押し付け商法なので、警察に訴えれば契約を取り消すことができる。
- 2 自分で契約書にサインしたので、クーリングオフ制度の適用はなく、契約無効は認められない。
- 3 一定の要件を満たせば、クーリングオフ制度を使用して契約を取り消すことができる。
- 4 無料体験コースの申し込みでウェブを使っているのでクーリングオフ制度は適用されない。

正解 3

解説

強引な勧誘で高額な商品を買わされてしまった場合などに、消費者は一定の要件を満たせば売買契約を撤回できます。これを一般に「クーリングオフ制度」と呼び、特定商取引法などで規定されています。クーリングオフ制度が適用されるのは、訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、特定継続的役務などで、英会話教室は、家庭教師や学習塾、エステティックサロンなどとともに、特定継続的役務に含まれます（ただしサービスの提供期間が1ヶ月以上で、料金が5万円以上の場合に限ります）。

インターネットショッピングを含む通信販売には、クーリングオフ制度は適用されません。英会話教室についても、インターネットで契約した場合には通信販売とみなされるので、クーリングオフ制度は適用されませんが、設問のケースでは、インターネットによる申し込みの対象は無料体験コースだけなので、その後店頭で行われた契約については、一般的な商取引として処理され、クーリングオフ制度が適用できます。ただし、契約を撤回するには、契約から8日以内に書面で通知する必要があります。

設問 17

商業広告を送るときのルールのひとつに、「受信承諾の意思表示を得れば商業広告を送信してよい」とする考え方があります。このような考え方に基づき送信される商業広告をなんと呼ぶでしょうか。正しいものを次のなかから選びなさい。

- 1 パーソナライズドメール
- 2 ターゲティングメール
- 3 オプトインメール
- 4 オプトアウトメール

正解 3

解説

「オプトイン」とは、あらかじめ相手方から受信承諾の意思表示を得なければ商業広告メールを送ってはいけないとする考え方のことで、承諾を得たうえで送られるメールを「オプトインメール」と言います。

「オプトアウト」は、直接には商業広告メールの送信者に対して受信拒否を通知する行為を指す言葉ですが、「オプトイン」と対をなす概念として、相手方が受信拒否の意思表示をしない限り商業広告メールを送ってもよい（受信拒否の意思表示をした相手には送っ

てはいけない)とする考え方を指すこともあります。

現行の日本の法律(「特定商取引に関する法律」および「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」)では「オプトアウト」の考え方が採用されていますが、相手方の承諾を得ずに商業広告メールを送る場合には、受信拒否の通知を受けるためのメールアドレスをメール本文に表示すること等が義務づけられています。また、受信拒否を通知した相手方への再送信は禁止されており、違反した事業者は行政処分の対象となります。

ターゲティングメールとは、対象を絞り込んで配信するメールのことを言います。

パーソナライズドメールとは、顧客や会員一人ひとりの属性や趣味に合わせて配信するメールのことを言います。

設問 18

出会い系サイトの「利用料無料」の広告メールを見てウェブページから登録し、数回利用したところ、「登録料5,000円が未納です」とメールがきました。規約を確認すると、「男性は登録料5,000円いただきます」との記載が見つかりましたが、登録手続き画面には、登録料が必要との記載はありませんでした。この5,000円の登録料は払わなければならないのでしょうか。正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 利用者は無料であると信じて契約しており、登録手続きの際にその旨をわかりやすく明記していないのであるから契約の無効を主張することができ、5,000円の登録料は払わなくてよい。

2 登録料と利用料は別であるから、無料で利用できたとしても登録料が必要と明記されていれば、当然支払わなければならない。

3 出会い系サイト運営者に連絡をとった上で、交渉が成立すれば、5,000円の登録料は払わなくてよい。

4 登録手続き時に、利用料だけでなく登録料についても確認しなかったのは利用者側の落ち度であるから、5,000円は支払わなければならない。

正解 1

解説

利用者がウェブページ上で申込みまたは承諾の意思表示を行う際に、申込内容または意思の有無をきちんと確認できる措置を講じていない場合には、たとえ利用者に重過失があっても、「電子消費者契約法(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)」の適用によって、錯誤による無効を主張することができます。

また、設問のように消費者の利益となる旨(「利用料無料」)を告げ、不利益となる事実(「登録料5,000円いただきます」)を故意に告げていないと評価できる場合には、「消費者契約法」により申し込みを取り消すことができます。

トラブルが生じたときは問題を明らかにする必要がありますので、ウェブページでの登録時の画面は念のために保存しておきましょう。

設問 19

以下の記述のなかで、不正アクセス禁止法による処罰対象にあたらないものを選びなさい。

1 サーバのセキュリティの強度を調べるために、サーバ管理者の承諾を得て、擬似アタックをかける行為

- 2 ウェブサーバのセキュリティホールを利用して、ウェブサーバにアクセスする行為
- 3 不正な手段で入手した他人の認証情報（ユーザアカウント、パスワードなど）を利用してサーバにアクセスする行為
- 4 不正な手段で入手した他人の認証情報（ユーザアカウント、パスワードなど）を第三者にメールで送る行為

正解 1

解説

不正アクセス禁止法（正式名称：不正アクセス行為の禁止等に関する法律）により、以下の行為は「不正アクセス行為」として処罰の対象とされています。

- ・他人の認証情報（ID・パスワードなど）を無断で利用して、アクセス制限機能を免れてコンピュータを利用する行為
- ・セキュリティホールを攻撃するなど、認証情報の入力以外の方法でアクセス制限を免れ、コンピュータを利用する行為

また、他人の認証情報を無断で第三者に提供する行為も、「不正アクセス行為を助長する行為」として処罰の対象とされています。

ただし、セキュリティのチェックのために、システム管理者の承諾を得て、当該コンピュータに疑似攻撃をかける場合は、正当な利用形態とみなされ、処罰の対象とはなりません。

設問 20

肖像権侵害の可能性がもっとも小さいと思われるものはどれか選びなさい。

- 1 ウェブページに載せようといって友人と撮影した旅行記念のスナップ写真を掲載した。
- 2 偶然見かけたときに撮影した有名人の写真を無断で掲載した。
- 3 見知らぬ人の顔や姿のわかる写真を無断で撮影し、無断でネットに公開した。
- 4 自分だとはっきりわかる写真が有料ウェブページの一部で使われていた。

正解 1

解説

本人の許可なく、その顔や容姿などを撮影し、その写真をウェブページなどで公表すると、肖像権の侵害として訴えられ、損害賠償を請求される可能性がありますので注意しましょう。

肖像権の侵害は、人格権やプライバシーの侵害を引き起こすだけでなく、有名人等の場合には、パブリシティ権が関係してくるので注意が必要です。

設問 21

友だちのAくんが、「Bくんのオンラインゲーム用のIDは　　、パスワードは　　」と、口頭でCくんに話していました。これについて、正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 AくんがBくんのID・パスワードを勝手に他人に教えると、不正アクセスを助長する行為となり、Aくんが処罰の対象となる。

2 AくんがBくんのID・パスワードを勝手に他人に教えても、提供されたCくんがそのID・パスワードを使わない限り、問題はない。

3 AくんがBくんのID・パスワードを勝手に他人に教えても、何ら問題はない。

4 AくんがBくんのID・パスワードを勝手に他人に教えると、提供されたCくんが不正アクセスを助長する行為者として処罰の対象となる。

正解 1

解説

不正アクセス禁止法では、次の行為を「不正アクセス行為を助長する行為」として、不正アクセス行為とともに処罰の対象としています（4条、9条）。

・ 正規の利用権者である他人の識別符号（ID・パスワードなど）を第三者に提供する行為。たとえば、「 システムを利用するためのID は 、パスワードは である」と、他人に口頭やメール、文書などで教えたり、掲示板などに掲示したりする行為。

こうした行為は「その識別符号を利用すれば、誰でも容易に不正アクセス行為を行うことが可能となる点で不正行為を助長するものであり、これを放置することは不正アクセス行為を禁止することの実効性を著しく損なう」という考え方から、禁止・処罰の対象となっています。ただし、アクセス管理者が行う場合、アクセス管理者またはユーザID・パスワードを持つ本人の承諾を得た者が行う場合は、禁止の対象から除外されます。

不正アクセス行為を助長する行為の禁止に違反した者には、30万円以下の罰金が科せられます。

設問 22

出会い系サイト規制法（正式名称：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）では、4つの条件をすべて満たす「インターネット異性紹介事業（いわゆる出会い系サイト）」を、規制の対象としています。次のうち、出会い系サイトとして規定のない条件はどれか、次のなかから選びなさい。

1 不特定多数に向けた情報の発信ができること。

2 有償のサービスであること。

3 書き込んだ者の性別が明らかになるようになっていること。

4 書き込んだ者と書き込みを見た者が1対1で連絡できる機能があること。

正解 2

解説

平成15（2003）年9月から施行された「出会い系サイト規制法」（正式名称：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）により、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為（不正誘引行為）」が規制されています。

この法律では、児童を誘引した大人だけでなく、大人を不正誘引行為（援助交際）に誘った児童も処罰の対象になります。したがって、たとえば児童が出会い系サイトの掲示板に、「お小遣いをくれたらお茶してもいいよ」「2万円くれたらデートしてあげる」「女子

中学生とエッチしたいおじさんいませんか」などと書き込んで誘うことは、法律に違反する行為として処罰の対象となります。

この法律による具体的な規定は、以下のとおりです。

1. 「インターネット異性紹介事業」とは、以下の4つの条件をすべて満たすサービスを言います（名称に「出会い」や「出会い系」等の言葉が含まれているかどうかは関係ありませんので注意が必要です）。

- ・ サービスを利用して、不特定多数に向けた情報の発信ができること。
- ・ 書き込んだ者の性別が、プロフィール等のシステム上で明らかになるようになっていること。
- ・ 書き込んだ者と書込みを見た者の間の1対1の連絡ができるようにする機能（返信機能）が含まれていること。
- ・ 継続して提供されるサービスであること（有償・無償の別は問わない）。

2. 何人も「インターネット異性紹介事業を利用した不正誘引行為が禁止」されています。不正誘引行為とは、児童（18歳未満の者）を対象とする、（1）性交等（性交類似行為等を含む広汎な概念）の相手方となるように誘引すること、（2）対償を示して交際の相手方となるように誘引すること、とされています。この規定に違反した場合は、100万円以下の罰金が科せられます。

3. インターネット異性紹介事業を営む者は、広告・宣伝および利用条件等において18歳未満の者は利用禁止である旨の表示、18歳未満の者が利用できないことを確認する措置（年齢を申告させ18歳未満の場合は先に進めなくする等）を講じなければならないとされています。

設問 23

カメラ付き携帯電話を使って、書店などで本や雑誌を購入せずに、店頭でその一部を撮影する行為が増えています。この行為について、あてはまると思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 このような行為はマナー違反と言われており、慎むよう呼びかけられている。
- 2 このような行為は雑誌については処罰の対象となっているが、辞書類であればとくに問題ないとされている。
- 3 このような行為は著作権を侵害するものであり、処罰の対象となっている。
- 4 このような行為は立ち読みと同じであり、まったく問題ないとされている。

正解 1

解説

カメラ付きの携帯電話を使って、書店などで購入する前の本や雑誌の一部を撮影する行為はマナー違反であると考えられています。日本雑誌協会と電気通信事業者協会は、平成15（2003）年7月に、防止するキャンペーンを行った際、こうした行為を「デジタル万引き」と呼びました。

カメラ付き携帯はいつでもどこでも簡単に写真がとれる便利なものですが、書店で本や雑誌の一部を撮影することはマナー違反と考え、慎みましょう。また、撮影した写真を無断でインターネット上に公開することは、著作権侵害や肖像権侵害にあたりますので、注意しましょう。

設問 24

フリーソフトウェア (Free Software) について、説明しています。正しいものを選びなさい。

- 1 フリーソフトウェアは、作者不明であり、使用条件はない。
- 2 フリーソフトウェアは、どれも使用、改造、複製が自由に行える。
- 3 フリーソフトウェアは、作者が著作権者人格権を放棄しており、自由に使うことができる。
- 4 フリーソフトウェアは、作者に「著作権者人格権」と「著作権 (財産権)」の権利がある。

正解 4

解説

フリーソフトウェアは、市販のソフトウェアと同様に、著作権法上、文章や音楽、絵画などと同じく著作物の一種として保護されていて、作者は日本の著作権法上、「著作権者人格権」と「著作権 (財産権)」に大別される権利をもっています。

個人的に使っている限り、問題になることはまずありませんが、再配布を行ったり、プログラムの一部を修正して配布するときは、作者にこれらの権利がありますから、修正や再配布そのものを作者が許可しているかどうかを添付ドキュメントで確認し、元の作者から明確に許可されていない場合は、問い合わせで許可を得る必要があります。

なお、フリーソフトウェアの「GNU」で有名なフリーソフトウェア財団のリチャード・ストールマン氏は、「Free Software」は「自由なソフト」と訳すのがよい、と唱えています。無料のフリーソフトウェアのため、「free」は「無償」と誤解されることが多くなっています。実際には、「無料」であるだけのフリーソフトウェア以外にも、さまざまな条件が設定されているフリーソフトウェアがあることに注意しましょう。

設問 25

外国で認可を受けている医薬品を輸入して、ウェブページを通じて販売しようと考えています。これについて、誤っている記述を次のなかから選びなさい。

- 1 外国で認可されている医薬品で日本では承認・許可されていない医薬品は、ウェブページで販売すると薬事法違反行為となる。
- 2 外国で認可を受けている医薬品で、日本では医薬品と判断されない製品であれば、効能をうたわず健康食品としてウェブページで輸入販売することができる場合がある。
- 3 ウェブページでの販売に限らず、日本で医薬品を販売する際には医薬品販売許可を得る必要がある。
- 4 外国で認可されている医薬品であれば、どのような医薬品でもウェブページで販売することができる。

正解 4

解説

インターネットを利用した海外製品の輸入・販売が個人ユーザーの間でも盛んに行われています。しかし、医薬品の販売にはさまざまな規制があるので注意が必要です。

外国で医薬品として認可されていても、日本で医薬品としての承認・許可を得ていなく

れば、販売することはできません（薬事法第43条）。また、日本で承認・許可を取得した医薬品であれば、販売には医薬品販売許可が必要です（薬事法第24条）

さらに、インターネットで販売できるのは、カタログ販売が認められた医薬品に限られます（昭和63年3月31日薬監第11号「医薬品の販売方法について」）。また、販売できるのは、「薬局開設者、一般販売事業者等店舗による医薬品の販売又は授与を行う者」に限られるほか、安全性確保のためのさまざまな要件を満たす必要があります。

ただし、日本で医薬品と判断されない製品については、健康食品として販売できる場合があります。医薬品かどうかは以下の4項目で判断されます（昭和46年6月1日厚生省業務局長通知『無承認無許可医薬品の指導取締りについて』）。

1. 物の成分本質（原材料）は医薬品に該当しないか
2. 医薬品的な効能効果の標ぼうはないか
3. 医薬品的な形状がとられていないか
4. 医薬品的な用法用量ではないか

これらのうち1つでも当てはまれば、医薬品と判断されます。たとえば、医薬品に該当する成分を含んでいない製品でも、販売の際に医薬品のような効能をうたえば、薬事法違反品である無承認無許可医薬品とみなされますので注意が必要です。もちろん、成分に禁輸品を含んでいるような場合は、輸入・販売はできません。

設問 26

次のうちプライバシー権の説明として、適切なものを選びなさい。

- 1 プライバシー権とは、国民にとって必要なあらゆる情報や意見が提供され、国民がそれらを利用できる権利である。
- 2 プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利である。
- 3 プライバシー権とは、不正を犯したものが、自己に不利益な供述を強要されない権利である。
- 4 プライバシー権とは、人の声価（世間の評価・名声）に対する社会的評価・名誉を侵害されない権利である。

正解 2

解説

プライバシー権とは、1890年に、アメリカの二人の法律家ウォーレン&ブランドイスが発表した論文「The Right to Privacy」から始まった概念です。当時のアメリカは、他人の私生活上の秘密や問題などを好んで取り上げるジャーナリズムが横行し始めた時期であり、ウォーレンの妻もその被害を受けていました。不法行為上の概念として登場したプライバシー権は、論文のなかで「一人で居させてもらう権利（the right to be let alone）（注1）」と定義されており、私生活の保護と関わるものとして捉えられていました。

「自己情報コントロール権」は、米国の研究者ウェスティンによって提唱され、「プライバシー権とは、個人、グループまたは組織が、自己に関する情報を、いつ、どのように、また、どの程度に伝えるかを自ら決定できる権利である」と定義されました。その後1974年に、米国における個人情報保護法制の起源となった米国プライバシー法が制定され、1980年に策定されたOECDによる「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」もそうした考え方を取り入れています。

日本で最初にプライバシー権が争われたのは、1964年の三島由紀夫の「宴の後」事件（注2）で、この判決では、プライバシー権は「私生活をみだりに公開されないという法的保

障ないしは権利である」と定義されました。

情報化が進んだ現在、プライバシー権は日本国憲法第13条（注3）が保障する人権の一部と考えられています。そして、その性質は、ウォーレンによって定義された、私生活の公開の保護に関する古典的なプライバシー権だけでなく、「自己情報コントロール権（注4）」、つまり、「個人、グループまたは組織が、自己に関する情報を、いつ、どのように、また、どの程度他人に伝えるかを自ら決定できる権利」までを含めた包括的な概念として捉えられています。現代のような情報化社会では、本人の知らないところで個人情報やりとりされ、本人が知らないうちに本人にとって不利益な、または望まない使い方をされる恐れがあります。自己情報コントロール権という新たな考え方が登場した背景には、このような高度情報化社会の発展があります。

なお、「不正を犯したものが、自己に不利益な供述を強要されない権利」とは「黙秘権」のことであり、「国民にとって必要なあらゆる情報や意見が提供され、国民がそれらを利用できる権利」は「知る権利」、「人の声価（世間の評価・名声）に対する社会的評価・名誉を侵害されない権利」は「名誉権」のことです。

（注1） 訳者によって「一人にしておかれる権利」「そのままにしておかれる権利」「一人で放っておいてもらう権利」など、その日本語訳は異なる。

（注2） 「宴の後」とは原告の政治家有田八郎と著名な高級料亭「般若苑」の女将とをモデルにした小説である。1960年に雑誌「中央公論」に掲載、同年、単行本としても出版された。モデルとされた有田八郎が、私生活を具体的に描写しており、暴露するかのごとくかかれており、耐え難い苦痛であるとして三島由紀夫と出版元の新潮社を相手取って謝罪広告と損害賠償を求め、提訴した。

（注3） 日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

（注4） 「自己情報コントロール権（individual's right to control the circulation of information relating）」は、1967年、米国の研究者ウェスティンによって提唱された。

参考：新保史生（1995）『「プライバシーの権利の成立過程」に関する若干の考察」
新保史生（1995）「わが国におけるプライバシーの権利の生成及びその保障」
Warren and Brandeis "The Right to Privacy" 他

設問 27

プロバイダ責任制限法（正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）について、正しく述べているものを選びなさい。

1 インターネットによる情報の流通により他人の権利が侵害されたとき、関係するプロバイダ等が、これによって生じた損害について賠償の責任をどのように負うべきかの規定を設けている。

2 インターネットによる情報の流通により他人の権利が侵害されたとき、関係するプロバイダ等が、これによって生じた損害について負う賠償責任の範囲（制限）などを定めている。

3 インターネットによる情報の流通により他人の権利が侵害されたとき、関係するプロバイダ等は、発信者情報をすみやかに開示する義務があることを規定している。

4 インターネットによる情報の流通により他人の権利が侵害されたとき、関係するプロバイダ等は、発信者情報の提示を求められても電気通信事業者として応じてはならないことを規定している。

正解 2

解説

平成13(2011)年11月30日、「プロバイダ責任制限法(正式名称:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)」が公布され、平成14(2002)年5月27日から施行されました。この法律は、特定電気通信(インターネット)の掲示板やウェブページに掲載された情報の流通によって権利の侵害があった場合について、次の2点について定めています。

1. 特定電気通信役務提供者(プロバイダ等、注1)の損害賠償責任の制限

インターネットによる情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係するプロバイダ等が、これによって生じた損害について、賠償の責任を負わない場合の規定を設けています。

2. 発信者情報の開示を請求する権利

インターネットによる情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる規定を設けています。

この法律が定められたのは、名誉毀損、著作権侵害、プライバシー侵害などの権利の侵害(不法行為)があったと考えられる場合、情報の違法性の判断が困難である等プロバイダの自主対応による措置の責任が不明確な場合があること、民事事件ではほとんど発信者情報の開示はされず被害者救済が困難なことがあることから、プロバイダ等による自主的対応をうながし、その実行性を高める環境整備の必要性があると考えられたためです。

プロバイダ責任制限法では、(a)権利を侵害されたとする者(申立者)に対する損害賠償責任の制限と、(b)発信者に対する損害賠償責任の制限が、以下のように定められています。

(a) 権利を侵害されたとする者(申立者)に対する損害賠償責任の制限

次のイ、ロの場合でなければ、プロバイダ等による対応が「削除せず」であっても「責任なし」。

イ) 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

ロ) 違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき。

(b) 発信者に対する損害賠償責任の制限

次のイ、ロの場合でなければ、プロバイダ等による対応が「削除」であっても「責任なし」。

イ) 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

ロ) 権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合。

(注1) 特定電気通信役務提供者は、典型的には電気通信事業者にあたるプロバイダが対象となりますが、営利の者に限定されていないので、電気通信事業者以外の者(掲示板運営者、大学、会社など)も対象となります。

設問 28

日本国内からわいせつな画像をアップロードしてウェブページで公開することについて、正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

1 画像にモザイクをかけたり外したりできるソフトを利用して、画像を修正してウェブページで公開すれば処罰の対象とはならない。

2 わいせつ画像を国内のウェブページで公開することは処罰の対象ではないが、ウェブページで販売すると処罰の対象となる。

3 わいせつ画像をウェブページで公開することは、処罰の対象となる。

4 わいせつ画像を合法に公開できる国のウェブサーバにアップロードし、その画像を日本国内のウェブページで公開することは処罰の対象とならない。

正解 3

解説

日本では、わいせつな文書や画像を第三者に広く配布・販売したり、多くの人が閲覧できるようにしたりすることは、刑法175条で違法とされています。

わいせつ画像が国内のサーバに保存されているか国外のサーバに保存されているかにかかわらず、日本国内からわいせつな文書や画像をアップロードして不特定多数の人が自由に見ることができるウェブページ上に掲載し、誰でも閲覧できるようにすること、あるいはウェブページ上でわいせつな文書や画像を販売することは、わいせつ物陳列罪となり、刑法175条違反となります。

また、わいせつ文書や画像を日本国内から海外に設置されているサーバにアップロードし、海外のウェブサイトにはわいせつ画像を掲載することも同じく違法となります。

さらに、画像処理されたわいせつ画像（修正された画像）であっても、簡単に元の状態に戻すことのできるソフトウェアを利用している場合、わいせつ図画公然陳列の罪に問われ、刑法175条違反となります。画像処理された画像がわいせつ物公然陳列罪にあたるとして有罪判決が言い渡された事件に、「岡山FLマスク事件（1997年）」などがあります。

設問 29

児童買春・児童ポルノ法（正式名称：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）により処罰の対象となる行為を、次のアからエのなかからすべて選びなさい。

ア．インターネットでの販売を目的として、児童ポルノを輸入すること

イ．インターネットを利用して、児童買春斡旋をすること

ウ．インターネットを通じて、児童ポルノを入手し所持していること

エ．インターネットの通信販売で、児童を性的行為の相手として描いているコミックを購入すること

1 ア、イ

2 ア

3 ア、イ、ウ

4 ア、イ、ウ、エ

正解 1

解説

「児童買春・児童ポルノ禁止法（正式名称：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）」が平成11（1999）年5月26日公布され、同年11月から施行となりました。この法律は、児童に対する性的搾取、性的虐待を処罰の対象とし、児童の権利の擁護に資することを目的としたものです（1条）。

平成16（2004）年6月18日に改正法が交付され、児童買春に関する犯罪の法定刑の引き上げ、児童ポルノの提供等を新たに処罰する規定が設けられました。これにより、児童買

春をした者や児童買春の周旋をした者、児童買春を勧誘した者、児童ポルノを提供した者、児童買春等の目的で人身売買した者は、処罰の対象となります（児童買春・児童ポルノ禁止法4条から8条）。

なお、ウェブページ上の児童ポルノ映像等を放置した場合、7条により、公然陳列罪が適用される可能性もあることが考えられます。また、11条には両罰規定が設けられており、社員が会社の業として行った違法行為に対しては、会社も処罰（罰金刑）の対象となります。

設問 30

仲間と一緒にインターネットを活用したSOHOビジネスを始めることにしました。ビジネスが繁盛するよう、有名な会社の商標とよく似たドメイン名を登録しようと考えています。ドメイン名登録に関して、正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 他社の商標とよく似たドメイン名を登録することはサイバースクワットと呼ばれ、刑法の処罰の対象となる可能性がある。
- 2 ドメイン名の登録は先着順で取得できる原則となっているので、先に取得した者の権利が優先される。
- 3 他社の商標とよく似たドメイン名を勝手に登録することは、商標権侵害または不正競争防止法の不正競争行為にあたり、権利者に差止め、損害賠償請求が認められる可能性がある。
- 4 ドメイン名と商標は別のものであり互いに関係性はないので、商標とよく似たドメイン名をつけることは可能である。

正解 3

解説

ドメイン名の登録は、先願（申請の先着順）が原則となっています。したがって、より早く申請すれば誰でもその登録ドメイン名を使うことができます。これを悪用し、他人（または会社や団体）の商標や会社名、サービス名と同じ、またはよく似たドメイン名を登録してはいけません。商標権侵害または不正競争防止法違反とみなされ、使用の差止めや損害賠償を請求される可能性があります。

平成13（2011）年6月29日、「不正競争防止法」の一部が改正され、ドメイン名の不正取得等の行為を不正競争の類型として規定されました。そして、使用料相当額を損害賠償請求できることとなりました。また現在、JPドメイン名については、日本知的財産仲裁センターにドメイン名の登録取消しや移転の裁定を求めることもできます。

設問 31

メールを介したねずみ講（無限連鎖講）について、正しい説明を次のなかから選びなさい。

- 1 ねずみ講は犯罪だが、メールを介したねずみ講を規制する法律はない。
- 2 ねずみ講を組織するのは犯罪である。ねずみ講に参加し、他の人を勧誘するだけでも違法行為とみなされる。
- 3 ねずみ講には、違法な場合と合法な場合がある。

4 ねずみ講を開設するのは違法だが、参加するだけなら違法行為ではない。

正解 2

解説

「ねずみ講（無限連鎖講）」とは、一人の加入者が二人以上を勧誘して加入させることを前提として、後順位者が先順位者に支払う加入金によって「かならず儲かる」と約束する組織のことです。このような組織は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁じられており、開設するのはもちろん、参加したり、人を勧誘したりするだけでも違法行為とみなされます（第3条）。メールは勧誘に大変便利なため、多くのねずみ講に利用されていますが、もちろん違法行為です。自分宛に届いた勧誘メールを人に転送するだけでも、違法行為とみなされる可能性があるので注意しましょう。

設問 32

電子政府・電子自治体の実現に向けて政府は、政府公開鍵認証基盤（GPKI：Government Public Key Infrastructure）に基づき、申請や届出のような手続きをインターネット経由で行えるようにするために、印鑑に代わり電子署名を使える体制の整備を進めています。これまでは、一部の会社などの法人が利用を始めている段階でしたが、今春から、個人を対象とした公的な認証サービス（公的個人認証サービス）がスタートし、一部の地域において個人による税金の確定申告の際の電子署名に用いられています。この公的個人認証サービスを利用するには、実印の印鑑証明書に相当する公開鍵証明書が必要です。この証明書は誰によって署名発行されるのでしょうか。以下のうちから選びなさい。

1 都道府県知事

2 総務大臣

3 市町村長

4 自分自身

正解 1

解説

公開鍵認証基盤では、一度は申請者が公開鍵と秘密鍵の対を発生させる必要があります。秘密鍵は実印相当の情報ですから、住民基本台帳カードなどのなかに格納し自分で厳重に保管し、電子署名の際に用います。一方、公開鍵は広く公開します。申請や届出を受理する役所は、その公開鍵を用いて書類を検証しますが、それだけでは申請者本人のものかどうか分からないので、信用がおける第三者による電子署名が付いた公開鍵証明書を手続きの際に添付させるのが普通です。

公的個人認証サービスでは、証明書の発行受付は市町村で行いますが、公開鍵証明書の発行は都道府県という役割分担になっているので、都道府県知事の署名が正解です。現在のところ、この公開鍵証明書は主として政府や自治体へのインターネット経由での電子手続きにおける利用が想定されており、民間同士の取引での利用は想定されていません。

設問 33

2003年5月に公布された個人情報保護法（正式名称：個人情報の保護に関する法律）では、民間の個人情報取扱事業者（6ヶ月以上継続して5,000人以上の個人情報を取り扱う事業者）に、個人情報を取扱う上で遵守すべき義務を規定しています。この義務規定は2005

年4月1日に施行予定なので、個人情報取扱事業者に該当する事業者は、それまでに、義務規定に対応するための準備をする必要があります。次のなかから、大量の顧客情報をデータベースに保有する事業者が遵守すべき義務に該当しないものを選びなさい。

- 1 個人情報を、収集時の状態から変更してはならない。
- 2 個人情報の利用目的を限定し、本人の同意なくその目的の範囲を超える利用をしてはならない。
- 3 個人情報を、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を収集する際には、本人に利用目的を通知しなければならない。

正解 1

解説

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、個人データ（個人情報データベースを構成する個人情報）を「正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない」と定めています。また、本人から、その個人情報が間違っているのを修正するよう要請されたら、その要請に応じて修正する義務があります。したがって、「収集時の状態から変更してはならない」というのは誤りです。

個人情報保護法では、このほか、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務として、以下のような項目を定めています。

- ・個人情報を収集する際に、本人にその利用目的を通知しなければならない。
- ・個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならない。
- ・あらかじめ本人の同意を得た利用目的以外に、個人情報を利用してはならない。
- ・個人データを、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
- ・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

設問 34

インターネットで医薬品を購入する場合の一般的な注意事項として、間違っているものを選びなさい。

- 1 医師の処方を受けずに購入した医薬品を服用すると、思わぬ副作用に見舞われる場合がある。
- 2 インターネットではあらゆる医薬品の販売が禁止されており、知らずに購入した場合も処罰される場合がある。
- 3 海外の医薬品などには、日本で販売が禁止されている、危険な成分を含むものもある。
- 4 そのサイトの運営者が、医薬品の販売許可を得ているかどうかを確認すべきである。

正解 2

解説

胃腸薬、殺菌消毒薬などの一部の医薬品についてはカタログ販売が認められており、インターネットでの通信販売も行われています。ただし販売できるのは、「薬局開設者、一般販売事業者等店舗による医薬品の販売又は授与を行う者」に限られるほか、安全性確保のためのさまざまな要件を満たす必要があります。販売できる医薬品の範囲も限定されて

おり、副作用をおこす恐れのあるようなものは販売が認められません（昭和63年3月31日薬監第11号「医薬品の販売方法について」参照）

インターネット上ではさまざまな医薬品や健康食品が販売されていますが、中には、日本では医薬品として承認を受けていないものや、販売が禁止されている成分を含むものが売られている場合があります。インターネットで購入した薬を服用した人が、重い副作用に見舞われた事例もあります。インターネットでの医薬品購入には危険がともないますので注意が必要です。

医薬品を購入する場合は、必ずそのサイトの運営者が医薬品の販売許可を得ていることを確認しましょう。また、副作用などが心配な場合には、医師や薬剤師から正しい処方を受けるようにしてください。

設問 35

e-文書法（正式名称：民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）が2005年4月より施行されました。これにより、民間事業者等に保存が義務づけられている書面の電子保存が認められるようになりました。以下は電子保存された文書のメリットについて述べています。そのなかでメリットとして適切ではないものはどれでしょうか。

- 1 電子文書は年月などをキーとした文書検索が容易であり、わずかな時間で必要な書類を参照することができる。
- 2 電子保存することで、紙の保存にかかるコストを大幅に削減することができる。
- 3 電子文書の特性を生かした新たなビジネスプロセス創出による利便性向上や、企業の競争力の向上が期待できる。
- 4 長期保存に際して経年劣化等も生じず内容が消失しにくいことに加え、紙媒体と比べて大量の情報を記録することができる。

正解 4

解説

e-文書法（正式名称：「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」）の施行（平成17（2005）年4月より）により、法令によって紙での保存が義務づけられていた財務関係、税務関係等の帳票類や書類の電子保存が認められるようになりました。

経済産業省では、この法律により文書の電子化が進めば、紙の保存にかかるコストが削減できるほか、電子文書の特性を活かした新たなビジネスプロセスの創出による利便性の向上、企業の競争力の向上などさまざまな効果が期待できるとしています。日本経済団体連合会がまとめた「税務書類の電子保存に関する報告書」によると、税務書類の紙による保存コストは経済界全体で年間約3,000億円にのぼると言われています。また、同報告書では、税務書類の電子保存により、（1）事業活動の生産性の向上、（2）システムの他用途への活用（3）大規模災害対策などの効果が見込まれるとしています。

一方、文書の電子保存に関する今後の課題として、以下の点が指摘されています（『文書の電磁的保存等に関する検討委員会中間報告書文書の電磁的保存等の要件について』より）

- ・記録媒体の経年劣化による内容の消失や、データの改ざんの容易性。
- ・そのままでは目に見えないためパソコン等が必要となる。
- ・原本と全く同一のコピーが作成できる。
- ・ファイルの日付は書き換え可能であり作成時期の確定がむずかしい。

設問 36

メールや掲示板などを使用していると、自分にとって不当に感じたり、傷ついたと感じたりする発言に出会うことがあります。こうしたことをきっかけとした誤解や感情的な争いを避けるには、どのような点に注意すればよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 そのように感じたら、すぐに相手の真意を問いただす。
- 2 そのように感じたら、すぐに仕返しの言葉を返しておく。
- 3 そのように感じて、全面的に自分が悪いと思い込むようにする。
- 4 そのように感じて、まず過剰に反応しないように心がける。

正解 4

解説

インターネットでのやりとりは、基本的には文字が中心です。そのため、表情や声の調子が伝わらないので、話したい内容や伝えたい内容を相手にきちんとわかってもらえないことや、表現や不十分な説明によって、誤解や争いが生じることもあります。言葉を選び、相手を傷つけないように注意しましょう。逆にメールやメッセージで「傷ついた」と感じたときには、過剰に反応しないようにすることも重要です。

設問 37

パソコンから携帯電話のアドレス宛にメールを送信する際に配慮すべきことを次から選びなさい。

- 1 容量の大きなファイルは圧縮してから添付するようにする。
- 2 深夜、早朝のメールは着信音で迷惑となるおそれがある。
- 3 フォントのサイズを小さくしてたくさんの文字が送れるようにする。
- 4 メール末尾に発信者の名前や連絡先を詳しく書き添える。

正解 2

解説

送信先の携帯電話がメールの着信音が鳴るよう設定されている場合、深夜や早朝に送られたメールの着信音が睡眠を妨げるなど、その携帯電話の持ち主の迷惑になることがあります。

また、携帯電話でメールを送信する場合は、内容はなるべく短くまとめ、署名や挨拶も、できるだけ簡潔にしましょう。相手によっては、署名や挨拶を入れなくてもマナー違反にはなりません。

携帯電話では圧縮されたファイルは展開できません。また、フォントのサイズ調整にも対応していません。

また、パソコンの画面の感覚で、段落ごとに行をあげたり、改行をいれたりすると、かえって読みにくくなることがあります。携帯電話のメールではこうした配慮は必要ありません。

設問 38

自社主催の有料セミナーのご案内を送ろうと思い、メールの送り先をBcc:で送るところを、誤って、メールアドレスが見えるCc:で送ってしまいました。メールアドレスは10名です。この後とるべき対応として効果的な方法を選びなさい。

- 1 10名は、セミナー受講費を無料として招待する。
- 2 会社のウェブページに、なるべく早くお詫びの文面を掲載する。
- 3 しばらく様子を見て、苦情がなければそのままにしておく。
- 4 お詫びのメールを、なるべく早く10名宛てに個別に送る。

正解 4

解説

設問の場合のように、有料セミナーなどの案内を、入力したメールアドレスが他の送信相手にも表示されるCc:を使って多数の人に同時にメールを送信してしまった場合、迅速に、かつ、誠実に対処することが大切です。インターネット協会で実施したルールとマナーに関するアンケート結果では、「お詫びのメールを送ったら、納得してもらって和解できた」が50%を占めています。

設問 39

面識のない人へメールで連絡する場合、望ましい考え方を選びなさい。

- 1 メールを出せば必ず応えるのがインターネットの礼儀だ。
- 2 親しみを増すため、言葉遣いは気にしなくてよい。
- 3 初対面の人に接するのと同じ礼節が求められる。
- 4 知らない人でもフランクに話し始めてよいのがメールの魅力だ。

正解 3

解説

メールだからといって、知らない人になれなれしく話しかけることが許されるわけではありません。

初めてメールを送る人には、簡単な自己紹介をします。自己紹介なしで要件に入ったのでは、受け手は、どこの誰が何のつもりで、突然メールを送ってきたのかわからず、とまどったり、失礼だと感じたりするでしょう。お願いや依頼のメールを送る場合は、特に相手に失礼にならないよう、メールの書き方には十分な注意・配慮が必要です。

確かに、インターネットの魅力のひとつとして、知らない人でもフランクに話せたり、親しみを増すために丁寧すぎないように書く工夫もあります。しかし、面識のない相手にメールを送る場合には、ほとんどの場合、受け取る相手の気持ちを考えて、初対面の人と話すときと同じ程度の礼節をもって接することが、スムーズなコミュニケーションを生みます。

設問 40

社員が会社のメールを私的目的で利用することについて、正しいと思われる記述を選びなさい。

- 1 会社の管理責任上、メールの私的利用も禁止されることがある。
- 2 私的利用と公的利用の区別は難しいのであらゆる制限は無意味だ。
- 3 会社のメールの私的利用は法律で禁じられている。
- 4 勤務時間であっても、私的利用の制限は個人の自由の侵害だ。

正解 1

解説

会社は、社員のメールのやり取りやWWW上での行動などを含めた社員の行為につき、第三者に対して使用者としての責任を負っています。また、会社が保有する情報ならびに社内情報システム自体は会社の重要な資産であり、適切な運用を維持することは、会社および社員の義務です。

そのため会社によっては、社員が送受信するメールの内容をチェックしたり、コンテンツフィルタリングで職場からアクセスできるウェブサイトを制限するなどの措置を実施する場合があります。どのような手段や内容、基準などに基づいてこれらの措置を実施するかは各社の判断によりますが、チェックやフィルタリングを実施する場合には、その旨を社内ルール化し、社員に周知させるべきとされています。

(参考：「インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン」)

設問 41

見知らぬ人から、「献血のお願い」という件名のメールが送られてきました。ある人が手術の際に輸血を必要としているが、非常に珍しい血液型で病院のストックが不足しているので、同じ血液型の人にはぜひ献血に協力してほしい、という内容です。メールの末尾には、このメールをできるだけ多くの人に転送してほしい、と書かれています。このようなメールを受け取った場合の対応として、適切なものを選びなさい。

- 1 できるだけ多くの人に転送する。
- 2 何もしない。
- 3 転送先を知人に限る。
- 4 血液型が一致する場合は、差出人に協力すると連絡する。

正解 2

解説

受信者に対して、そのメールを不特定多数に転送するように求めるメールを「チェーンメール」と呼びます。「チェーンメール」には、設問の例のように献血を求めるもののほかに、「このメールを24時間以内に5人に転送しなければ殺しに行く」等のような脅しつける内容のものや、特定の銀行口座に献金を求めるものなど、さまざまな種類があります。このようなメールは、送信者がねずみ算式に増えるため、ネットワークに負荷がかかり他の重要な通信の妨げとなったり、受信者にとっては迷惑メールとなったりします。

こうしたチェーンメールは、たとえ善意のメールに見えても、応じずに無視するのが最

善策です。差出人が友人であれば、送信をやめるよう促すとよいでしょう。差出人が見ず知らずの人であれば、どのような内容であれ、返信すべきではありません。大量の迷惑メールが送られてくるなど、思わぬトラブルに巻き込まれるおそれもあります。

設問 42

写真やイラストなどサイズの大きなファイルをメールに添付して送信する際、送信先に事前に確認することとして、とくに必要のないものを次のなかから選びなさい。

- 1 送信先のサーバが受け付けるメールのサイズの上限に決まりがあるかどうか。
- 2 送信先が出張先などで、低速通信しかできないような状況にないかどうか。
- 3 圧縮して送ってもよいか、また対応する解凍ツールをもっているかどうか。
- 4 送信先のパソコンのメールソフトに振分け機能が設定されているかどうか。

正解 4

解説

受信者の通信環境はさまざまです。写真やイラストなど、サイズの大きなファイルをメールに添付して送る場合は、どのぐらいの容量まで受信できるかを相手に確認してから送るようにしましょう。

大きなファイルを送ると、相手側の通信環境によっては受信にとても時間がかかったり、受信できなかつたりする場合があります。また、相手側のコンピュータシステムや途中経由するインターネットサーバに大きな負荷がかかります。あるいは、先方は出先で低速の通信回線にPCを接続しているかもしれませんので、そのためにも事前に確認するとよいでしょう。

設問 43

自分にとって大切な人から重要な内容のメールを受け取りました。それについて、早くメールで返事がほしいと言っていますが、即答できることではありません。次に相手に対してとるべき行動として、メールのやりとりのマナー上、もっとも好ましいものを次のなかから選びなさい。

- 1 重要なメールの返信なので、返事の内容をしっかりと書くまで何も連絡しない。
- 2 なるべく早く、追って回答することを知らせるメールを送る。
- 3 急いでメールの内容をバックアップしておく。
- 4 答えがはっきりしなくても当たり障りのない返事をしておく。

正解 2

解説

重要な内容のメールを受け取ったときは、すぐに受け取ったことを知らせるメールを返信しておくといよいでしょう。何らかの返事を求められている場合はすぐに回答するのが望ましいのですが、それができないときには受け取ったことだけでも知らせておくとも相手も安心します。

返事が必要なメールに対して返事がこない、相手はメールが届いているか心配になっ

たり、読んでいるのに返信をしないのだと悪い印象をもったりする可能性もあります。

設問 44

機種依存文字を含むメールの説明として、正しい記述を次のなかから選びなさい。

- 1 機種依存文字とは、特定の環境（機器、機種、オペレーティングシステム）においてのみ使用できる文字であり、これを含むメールを、異なる環境に送信しても、エラーとなって受信は拒否される。
- 2 機種依存文字とは、異なる環境（機器、機種、オペレーティングシステム）で共通に使用することを目的とした文字であり、機種依存文字が文字化けする環境は、インターネットの標準に適合していない。
- 3 機種依存文字とは、特定の環境（機器、機種、オペレーティングシステム）においてのみ使用することを目的とした文字であり、これを含むメールを、異なる環境に送信すると、変換フィルタが自動処理して読めるようになる。
- 4 機種依存文字とは、特定の環境（機器、機種、オペレーティングシステム）においてのみ使用できる文字であり、これを含むメールを、異なる環境に送信すると、「文字化け」を引き起こすことがある。

正解 4

解説

機種依存文字とは、特定の機種や環境（機器、機種、オペレーティングシステム）に依存する文字です。たとえば、Windowsの機種依存文字をMacintoshで見ると、違う文字が表示されます。

こうした文字を使ってメールを出したり、掲示版やニュースに投稿したりすると、見る人の環境によっては文字が正しく表示されず、読めなくなることがあります。

インターネットには多種多様なコンピュータが接続されており、文字コードの割り当て方にもいろいろ種類があります。メールを送る相手の機種や機器が自分と異なるということがわかっている場合はもちろん、ビジネスなどでフォーマルな文書をメールでやりとりする場合には、こうした機種依存文字を使用しないようにしましょう。また、電子メールソフトや日本語入力システムで、機種依存文字を指摘してくれる機能が提供されている場合があります。こうしたものも活用しましょう。

設問 45

メールの件名欄に書く内容の説明として、誤りを含む記述を次のなかから選びなさい。

- 1 わかりやすい件名は、後でメールを検索する際にも便利である。
- 2 具体的で適切な件名は、読む人に内容の重要度を判断しやすくする。
- 3 件名欄に何も書かれていないメールは、読まずに捨てられる可能性がある。
- 4 「こんにちは」「はじめまして」などの件名は、多くの人から好感を得られる。

正解 4

解説

件名を入れないままメールを送ると、メールの内容がわからないだけでなく、ウィルスメールや迷惑メールと判断され、読まずに捨てられてしまうことがあります。

受け取った人は、件名を見てどのような内容のメールか判断するので、本文の内容が一目でわかるようなものにしましょう。

「こんにちは」「はじめまして」などといった件名は、出会い系サイトなどの広告メールでこうした件名が使われることが多く、本文を読み飛ばされることもあります。また、長い件名や、冗長な件名は用件が一目でわかりにくいので、なるべく短く、簡潔にまとめるよう心がけることが大切です。

設問 46

メールの本文について、1行の文字数の上限としてもっとも適切であるとされているものを選びなさい。

- 1 全角で50から60文字程度
- 2 読みやすければ何文字でもかまわない
- 3 全角で10から20文字程度
- 4 全角で30から35文字程度

正解 4

解説

メールを送信する相手が使っているメールソフトは、どのような設定になっているかわかりません。また、製品もわからないことがあります。送ったメッセージがどのように表示されるかはメールソフトと設定次第です。

メッセージの1行の長さは、引用符も考慮して、半角英数字の場合70文字程度、全角文字で30から35文字程度に収まるよう配慮します。

設問 47

メールの書き方の基本として、一般に、どのようなことに注意するとよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 メール本文は、丁寧さを損なわない程度に簡潔なものがよい。ただし、「拝啓」、「敬具」などの定型表現や、時候の挨拶は欠かすと失礼にあたる。
- 2 メール本文は、丁寧さを強調した詳細なものがよい。伝えたいこと以外にも近況などを織り交ぜ、もっとも伝えたいことは、最後に書くようにするとよい。
- 3 メール本文は、スピーディに相手に伝わるものがよい。言葉は少なければ少ないほどよく、丁寧さを損ねても、簡潔にすることが重要である。
- 4 メール本文は、丁寧さを損なわない程度に簡潔なものがよい。伝えたいことを整理して要点を絞り、もっとも伝えたいことは、最初に書くようにするとよい。

正解 4

解説

メールの本文は、相手に伝えたいことを整理して要点を絞り、もっとも伝えたいことを最初に書くようにしましょう。そうすれば、相手はあなたが何を伝えたいと思っているかがすぐにわかります。長い文は読みにくくなる場合がありますので、短く簡潔にまとめるほうがよいでしょう。

手紙や葉書などとは違い、メールでは時候の挨拶を省略しても失礼にはあたらないとされています。支障のない範囲で、形式的な記述はできるだけ省略することで、より簡潔なメールにすることができます。ただし、丁寧さを損ねるほど簡潔である必要はありません。

設問 48

開封確認機能を使用して送信したメールに対して、相手から開封確認メッセージが送られてきました。このことからわかることはどれでしょうか。次のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 受信者は、開封確認に喜んで同意した。
- 2 受信者は、メールを一度は開いた。
- 3 受信者は、メールの内容を確実に読んだ。
- 4 受信者は、メールの内容に同意した。

正解 2

解説

受信者が開封確認メッセージを受信すると、開封したことを知らせるメッセージを送信元に送るかどうかの確認画面が表示されます。この画面で開封確認メッセージを送るよう指定すると、送信元に確認メッセージが届きます。ただし、開封確認メッセージが送られてきたからといって、相手はそのメッセージをきちんと読んでいるとは限りません。

また、開封確認は「本当にメールを読んでくれていますか」という疑いの気持ちとして受け取られることもあります。そのため、開封確認機能を使うと、受信側への不信感を示すものとして不快に感じる人もいますので、注意しましょう。

設問 49

普段はパソコン同士でやりとりしているのですが、今回は出張中のため、相手から携帯電話にメールしてくれと頼まれました。この場合、本文以外の時候の挨拶や署名はどのようにすればよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 署名は簡潔にするが、挨拶はきちんと行う。
- 2 挨拶も署名もできるだけ短く書く。場合によっては省いてもよい。
- 3 挨拶は省いてもよいが、署名はパソコン同様にきちんと書く。
- 4 署名も挨拶もパソコンのメールと同様に行う。

正解 2

解説

メールの本文が長くなると、携帯電話の小さい画面では読みづらくなります。署名や挨拶もできるだけ簡潔にして、伝えたい内容を短くまとめるようにしましょう。相手によっ

ては署名や挨拶を省略してもマナー違反にはなりません。

設問 50

重要なメールや緊急のメールには、「最重要」マークをつけたり、メールの件名に「大至急」「緊急」と書いたりして、優先度が高いメールであることを受け手に知らせたいと思います。これについて、ふさわしいと思われる考え方を、以下から選びなさい。

- 1 「最重要」マークがつけられていたり、件名に「緊急」と書かれていたら、受け手はつねに、そのメールを最優先で確認・処理すると考えておいて間違いない。
- 2 「最重要」マークをつけたり、件名に「緊急」と書いたりするのは、あまり意味がないので不要である。
- 3 受け手が不愉快になるので、「最重要」マークをつけたり、件名に「緊急」と書いたりすべきでない。
- 4 「最重要」マークがついていたり、件名に「緊急」と書かれていても、受け手は必ずしも送り手と同じ認識をもって、そのメールを最優先で処理するわけではない。

正解 4

解説

重要なメール、あるいは、緊急に知らせる必要があるメールには、「重要度（高い）」マークをつけたり、「重要」「大至急」「緊急」といった文字を件名に含めると、相手にそのことが伝わりやすくなります。しかし、送り手にとって「重要」であったり「緊急」であったりする内容でも、受け手は必ずしも同じ認識をもつとは限りません。

したがって、送り手として、「重要」「大至急」「緊急」といった気持ちがあるときに、そのマークをつけたり、文字を入れたりすることは問題ありませんが、受け手の認識は自分とは異なっていることを理解し、すぐに返事が届かないからといって腹を立てたりせず、必要に応じてメールを再送信する、電話をするなどして、臨機応変に対応しましょう。

設問 51

プロバイダや学校・社内のメールサーバを利用するうえでの注意について、正しいものを次のなかから選びなさい。

- 1 メールサーバに保管できるメールの容量の限界は、自分のパソコンの受信箱の容量に応じて自動的に調整され、自分のパソコンがいっぱいになるまで保存される。
- 2 メールサーバに保管できるメールの容量には制限があり、容量を超えると一部のメールが削除されたり、新しいメールを受信できなくなったりすることがある。
- 3 メールサーバに保管できるメールは、容量の制限ではなく、保管期間で管理されており、一定期間ごとにすべてのメールが削除されるのが一般的である。
- 4 メールサーバに保管できるメールの容量には制限があり、容量を超えるとすべてのメールが削除されたり、新しいメールを送信できなくなったりする。

正解 2

解説

インターネットのメールは、受信者が契約しているプロバイダなどの受信メールサーバ内のメールボックスに保存されます。受信者は、電子メールソフトを使ってメールボックス内に保存されているメールをメールサーバから受信することで、メールを読むことができます。

メールボックスに保存されているメールを定期的に受信し削除しないと、割り当てられているメールボックスの容量制限を超えてしまい、新しいメールが受信できなくなることがあります。また、プロバイダによっては、メールの保管日数に制限がある場合があります。保管日数を過ぎてしまうと、読んでいないメールでも古いメールから順に自動的に削除されてしまうことがあります。せっかくメールを出してくれた人に失礼になりますので、メールが届いているかどうか定期的に確認する習慣をつけましょう。

また、電子メールソフトによってはメールサーバ内のメールボックスにメールのコピーを保存するように設定できる機能があります。これを有効にしていると、メールボックスにメールがどんどんたまってしまい、定期的に確認していても容量制限を超えてしまう可能性がありますので、利用している電子メールソフトの設定を確認し、不必要なメールがメールボックス内に残らないようにしましょう。

設問 52

メールのメッセージ本文が、多くの人にとって問題なく読める標準的な形式を選びなさい。

- 1 ワードプロソフトで作成した文書を添付する。
- 2 HTML形式。
- 3 PDF形式のファイルを添付する。
- 4 テキスト形式。

正解 4

解説

使用しているメールソフトの違いに表示などが左右されず、どのようなメールソフトでも標準として扱われる形式は、テキスト形式です。

設問 53

メールの宛先の指定に使う「Cc」の説明について、誤っているものを次のなかから選びなさい。

- 1 Ccは、メールの直接の宛先（「To」）の人以外に、「直接の送信相手ではないが、参考までにメールの内容を知っておいてほしい」と思う人に送る場合に使う。
- 2 Ccでメールを受け取ったときには、自分が返事をするべき内容なのかどうか、よく考えてから返信をする。
- 3 受け取ったメールのCc欄に自分のメールアドレスが書かれていれば、必ず返事をしてほしいという意味が込められている。
- 4 Ccとは、Carbon Copy（カーボンコピー）の略で、「写し」の意味である。

正解 3

解説

「Cc」とは、Carbon Copy (カーボンコピー) の略で、「写し」の意味です。メールの直接の宛先 (To) の人以外に、「直接の送信相手ではないが、参考までにメールの内容を知っておいてほしい」と思う人に送る場合に使います。受け取ったメールのCc欄に自分のメールアドレスが書かれていた場合は、必ずしも返事を求められているわけではないこともあるので、自分が返事をするべき内容なのかどうか、よく考えてから返信をしましょう。また、自分がメールを送るときには、誰を宛先にするのか、誰をCCにするのかをよく考えて送るようにしましょう。

設問 54

「警告：ウイルスメールが流行しています」という題名のメールが見知らぬ人から送られてきました。内容は「新しいウイルスが発生しており、そのままにしておくとパソコンを破壊してしまいます。除去のためには、パソコンのファイルを調べて、ある名前のものがあつたら、それを削除してください。また、多くの人に転送してください」というようなものです。この場合、どのように対応すればよいのでしょうか。次のなかから正しいものを選びなさい。

- 1 メールで送るだけでなく、インターネットの掲示板にも書き込む。
- 2 まず、メールの内容に従ってウイルス除去を行う。
- 3 デマメールの可能性が高いので、無視する。
- 4 まず、メールを友人などに転送する。

正解 3

解説

一見本当のように見えるが、実はウソの情報が書かれている「デマメール」も、チェーンメールの一種です。転送せずに無視しましょう。

デマメールには、ウイルスの除去方法などが書かれているものがあります。書かれている手順に従って操作してしまうと、パソコンにトラブルが発生する場合があります。たとえ本当のように思えたとしても、手順に従って操作したり、転送したりしないように注意しましょう。心配な場合は、ウイルス対策ソフトメーカーのサイトで、最新のウイルス情報を確認するとよいでしょう。

設問 55

パソコンから携帯電話にメールを送る場合、改行はどのように入れるのがよいでしょうか。もっとも適切なものを次から選びなさい。

- 1 できるだけ改行はしない。
- 2 読みやすいようにこまめに改行し、段落の切れ目は1行空ける。
- 3 パソコンの電子メールソフトの自動改行に任せる。
- 4 携帯電話の1行あたりの文字数はたいてい8文字なので、それに合わせて改行する。

正解 1

解説

パソコン向けのメールでは、1行あたり30文字から40文字程度で改行すると読みやすくなるとされています。しかし、携帯電話は1行あたりの文字数が少ないため、同じように改行を入れると、かえって読みづらくなります。また、携帯電話の1行あたりの文字数は、機種や設定によって異なります。携帯電話にメールを送る場合は、改行はできるだけ少なくしたほうがよいでしょう。

なお、パソコンの電子メールソフトには、自動的に改行を入れる設定になっているものもあります。そのようなメールは、携帯電話では読みづらくなりますので、注意してください。

設問 56

普段はパソコン同士でメールをやりとりしているのですが、今回は出張中のため、相手から携帯電話にメールしてくれと頼まれました。この場合、本文はどのように書くのが望ましいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 パソコンに送る場合よりも、内容を短くまとめる。
- 2 パソコンに送る場合よりも、内容を詳しく書く。
- 3 パソコンの場合と同じように書けばよい。
- 4 図を添付してわかりやすさに努める。

正解 1

解説

携帯電話は表示画面が小さいため、メールの文面が長いと読みづらくなります。文字数にも制限がある場合が多いので、パソコンのメールアドレスに送る場合よりも、内容を短くまとめるようにしましょう。

設問 57

掲示板へ記事を投稿する際の題名の付け方として、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 刺激的で目立つようにする。
- 2 内容を具体的かつ簡潔に示す。
- 3 時候の挨拶を欠かさないようにする。
- 4 無題でもよい。

正解 2

解説

掲示板へ記事を投稿するときの題名(タイトル、サブジェクト)は、内容を具体的かつ簡潔に示すようなものにするよう心がけましょう。

たとえば、「質問」という題名だけでは何についての質問かがわかりません。「 という本について質問」といように、具体的に何が知りたいのかがわかるような題名にすると、

すぐに回答をもらえる可能性が高くなります。題名をつけないで投稿するのは、題名から読みたい記事を探す人に対して不親切ですのでやめましょう。また、長文の場合には、あらかじめ断っておくほうがよいでしょう。

設問 58

掲示板やメーリングリストで質問する際の心得として適切と思われるものを選びなさい。

- 1 基本は自助努力。辞書をひいたり、説明書を読んだり、ネットを検索したりすればすぐにわかることは自分で学ぶのが原則である。
- 2 基本は助け合い。自分の知らないことを何でも教えてもらうために掲示板やメーリングリストがある。
- 3 ネットは有料サービス。接続料を払っているのだから、どこでもわからないことがあれば誰かが助けてくれるのは当たり前である。
- 4 基本は仲間。仲間を作ってそのなかでの質問は許されるが、仲間ではない人には質問しても受け付けてもらえない。

正解 1

解説

インターネットの基本は自助努力です。わずかな労力でわかることを人に頼るのはマナー違反です。たとえば、掲示板やメーリングリストで公開されているポリシーを読まずにポリシーについて質問したり、ソフトウェアの操作法についてマニュアルを読まずに質問したり、辞書を調べればすぐにわかるような言葉について尋ねたりするのはマナーに違反しています。

設問 59

インターネットの掲示板で書き込みをしたら、侮辱的なメッセージを返してきた人がいました。「そういう失礼な言い方はやめてもらいたい」と返事をしたところ、罵り合いに発展してしまいました。こうした状態をフレーミングと呼びます。フレーミングが加熱した場合、最初に行うとよいものを、次のアオのなかからすべて選びなさい。

- ア．書きこみをやめ、しばらく様子を見る。
- イ．できるだけ説得力のある説明を心がけて味方を増やす。
- ウ．相手の間違いを正直に指摘する。
- エ．書いたメッセージを一晩置くなどして読み返す。
- オ．友人に応援の書き込みを依頼する。

1 ア、エ

2 ア、イ、エ

3 イ、ウ、オ

4 イ、ウ

正解 1

解説

正解は、ア、エの2つです。

掲示板への書き込みで、相手の意図や立場、感情を無視した、非常に感情的で激しいやりとりを、「フレーミング」と呼びます。

掲示板やメールでのやりとりでは、相手と直接顔をあわせることがないため、「表情や口調」が伝わりにくく、些細な行き違いや揚げ足取りなどがきっかけとなって、ネットワーク上での罵り合いに発展しやすい特徴があります。

フレーミングが発生した場合は無視する、時間をおいて様子を見るなどし、相手の挑発にのらないようにしましょう。また、感情的になってメッセージを書いた場合は、一晩置くなどして、冷静になったところで読み直し、表現が適切であるか確認するようにします。

設問 60

送信元のメールソフトにおいて、「返信アドレス (Reply-To:)」を設定して送信されたメッセージに対して返信しようとする、送信元ではなく「返信アドレス」で指定されたアドレスが宛先になります。(「返信アドレスの設定」は、「返信先の指定」と呼ばれることがあります。) 返信アドレスの設定を行った際、注意しなければならない利用は、次のうちのどれでしょうか。

- 1 ローミングサービスにおけるメールへの送信時
- 2 添付ファイルのある場合
- 3 別アドレスへの転送設定を行っている時
- 4 返信アドレスを自動設定しない メーリングリストへの投稿時

正解 4

解説

メーリングリストのサーバは、投稿されたメッセージの「Reply-To:」ヘッダを、返信先がそのメーリングリストになるように自動的に設定して配信するのが普通です。

その設定をしないメーリングリストや、単なるエイリアス設定をメーリングリスト代わりに利用している場合に、返信アドレスを設定して送信すると、そのメールの「Reply-To:」に指定されたアドレスが返信の宛先になり、そのまま返信されるとメーリングリストには届かず、元のメールの差出人に届いてしまいます。

したがって、メーリングリストへの投稿時には、返信アドレスの設定に注意するとともに、返信する際には宛先を確認しましょう。

設問 61

さまざまな人々に開放されている掲示板やメーリングリストの議論では、自分と異なる考え方に出会うことはまれではありません。こうした考え方に接する際の望ましい姿勢を選びなさい。

- 1 とりあえず賛同しておく。
- 2 異なる意見は無視する。
- 3 相手の誤りをただす。

4 多様な価値観を認める。

正解 4

解説

いろいろなバックグラウンドをもった人が接続しているインターネットでは、多様な価値観を受け入れるだけの心の余裕をもち、否定したり拒絶したりする前に、相手のことを理解しようと思うことが大切です。偏見にもとづく用語の使用や発言をすべきでないことは、言うまでもありません。

設問 62

会社で新しい商品を発売することになりました。そこで、その商品に興味のありそうな人の集まる掲示板で広告することを考えました。掲示板への広告掲載について、正しい考え方を次のなかから選びなさい。

- 1 「未承諾広告」とタイトルにつければ、広告を書き込んでかまわない。
- 2 掲示板の運営方針や利用ルールで許可されていればよい。
- 3 広告の書込みはマナー違反なので、絶対にいけない。
- 4 自由に発言できるのが掲示板のよいところなので、広告を書き込んでかまわない。

正解 2

解説

広告や宣伝を書き込みたい場合は、その掲示板の運営方針や利用ルールで許可されているかどうかをよく確認しましょう。不明な点や疑問点があった場合は、管理者に確認してください。

また、運営方針や利用ルールで広告や宣伝が禁止されていなかったとしても、その掲示板やメーリングリストのテーマとはまったく関係のない広告や宣伝を書き込むのはマナー違反になるので、やめましょう。

設問 63

次の文章の空欄A、B、Cに入る言葉の組合せとして、適切なものを選びなさい。

多くの人が参加する掲示板やメーリングリストは、何らかの運営方針が定められ、(A)が置かれ、運営されるのが一般的である。参加にあたっては運営方針を尊重し、(B)ことが重要である。不確実な情報を事実のように語ったり、提供した情報が間違っているにもかかわらず訂正せずに放置したりすると、他人に迷惑をかけることになり、信用を落とす結果となるので、(C)をもって発言するよう心がける。

- 1 A. 管理者 B. 失言などはすぐに指摘する C. 威厳
- 2 A. 事務局 B. 失言などはすぐに指摘する C. 確信
- 3 A. 管理者 B. 利用ルールを守る C. 責任
- 4 A. 事務局 B. 利用ルールを守る C. 自信

正解 3

解説

多くの人が参加する掲示板・メーリングリストには、一般的にそれぞれの管理者が置かれ、何らかの運営方針に基づいた交流が行われています。参加にあたっては運営方針を尊重し、利用ルールを守ることで、他の参加者に迷惑をかけないようにすることが大切です。

発言する際は、誠意と責任をもって発言しましょう。不確実な情報を事実のように語ったり、間違いを訂正せずにそのままにすると、人に迷惑をかけたり、あなたが信用されなくなったりします。不確実な情報を、それがあたかも本当のことであるかのように安易に発信してしまうと、関係する人に多大な迷惑をかけることになります。また、書込みをした人自身の信用を落とすことにもなります。無責任な発言で信用を失うことがないように、自分の発言には責任を持ちましょう。

設問 64

よく更新するウェブページには、情報の新旧を明らかにするために表示しておくといよいものを次のなかから選びなさい。

- 1 更新日付
- 2 著作権
- 3 サイトマップ
- 4 アクセスカウンタ

正解 1

解説

ウェブページを更新するときは更新日付を表示すると親切です。更新日時を明らかにすると、情報の新旧が比較でき情報価値を高められます。

設問 65

ウェブページを作成する際に配慮すべきこととして、ハンディキャップをもつ人にとってウェブページを利用しやすくする「アクセシビリティ」の考え方があります。これについて、ふさわしくないものを次のなかから選びなさい。

- 1 画像には代替テキストを必ずつける。
- 2 時間とともに変化するコンテンツは、ユーザが制御できるようにする。
- 3 色だけに依存しない。
- 4 画像はまったく使わず、新しい技術も利用しないようにする。

正解 4

解説

「アクセシビリティ (accessibility)」への配慮は、ウェブコンテンツを利用するすべてのユーザが、より良くウェブコンテンツを利用できるようにするためです。

ウェブの制作者がコンテンツを制作する場合、そのユーザが使う機器やブラウザが、通

常のパソコンのブラウザでも、音声（読み上げ）ブラウザでも、携帯電話やモバイル機器のものでも、また、ユーザが置かれている環境が、騒がしい場所だったり、明るすぎたり暗すぎたりする場所でも、手を使えない状況だったりしても、ウェブコンテンツを利用できるようにするのが、アクセシビリティの目的です。アクセシビリティに配慮したページは、それぞれの条件において、より迅速に情報を得られるようになります。

アクセシビリティを考える上で重要なのは、見たり、聞いたりするものに、必ずその代替となるものを用意することです。たとえば画像には代替テキストを、テキストは、読み上げソフトによる読み上げを想定した構成を、また、音声コンテンツにはそれを解説するテキストや画像を用意します。

アクセシビリティに関するガイドラインとしては、ウェブの標準化団体W3C (World Wide Web Consortium) がまとめたものがあり、その第1版に基づき日本工業規格「JIS X 834 1」が定められています。

設問 66

自分のウェブページをもっていますが、近々契約プロバイダを変えるので、URLが変更になってしまいます。友人をはじめ、よく訪問してくれる人に引き続きアクセスしてもらうために、新しいアドレスを通知したいと思います。その方法として、もっとも効果的なものを選びなさい。

- 1 移行前に案内メールを出して、予告しておく。
- 2 はがきや手紙などオフラインの通信手段を使って変更通知を出す。
- 3 検索サイト(サーチエンジン)に新しいアドレスを登録する。
- 4 しばらく旧アドレスのウェブページを残し、移行先への案内を掲示する。

正解 4

解説

プロバイダとの契約は一定期間重複しますが、しばらくのあいだ従来までのプロバイダのウェブページのアドレスに、移転先の案内を出し、「お気に入り」などの情報を変えてもらうためのお願いなどを表示し、新しいアドレスに誘導するのがもっとも効果的です。

知らせなければならぬ人の住所がすべてわかる場合には葉書や手紙などは有効ですが、多くの場合、カバーしきれません。事前の案内メールや掲示だけですぐに切り替えてしまうのは、知らなかった人に不親切になることがあります。

検索エンジンへの登録は、反映されるまでに一定の時間がかかります。

設問 67

ウェブページに掲載されている情報は、必ずしも正しいとは限りません。正しい情報かどうかは、自分の責任で判断する必要があります。掲載されている情報が正しいかどうかを確認する方法として適切なものを、次のなかから選びなさい。

- 1 更新日付が明示されているか確認する。
- 2 情報の出所が複数あればそれらを確認し、出所の信頼性を考慮して総合的に判断する。
- 3 情報が掲載されているウェブページの発信者の詳細な経歴を確認する。

4 情報が掲載されているウェブページのアクセス数を確認する。

正解 2

解説

ウェブページに掲載されている情報が正しいかどうかを確認する方法のひとつは、インターネットからいったん離れ、複数の新聞など、他のメディアで情報の裏付けをとることです。また、官公庁のウェブページなどで公開されている情報は信頼性が高いと考えてよいでしょう。

ウェブページに掲載されている情報は、必ずしも正しいとは限りません。発信者の勘違いなどから間違った情報が掲載されている場合や、古い情報が更新されないままになっている場合があります。情報が正確なものであるか、最新のものであるかについて、自分の責任で確認することが求められます。

ウェブページの情報の信頼性を判断する場合、以下のような点も目安になります。

- ・発信者の連絡先が明記されているか。
- ・引用の出所や情報の確認先が明示されているか。
- ・ウェブページの更新日は表示されているか。

設問 68

一般的なメール受信のしくみについて、次のうち正しいと思われる記述を選びなさい。

1 メールは、受信人が契約するプロバイダのメールサーバに設けられたメールボックスにいったん格納される。受信人のメールソフトの受信要求によって、そのメールボックスのメールが転送される。このときサーバにメールを残しておくか、削除するかはユーザが選べる。

2 メールは、受信人が契約するプロバイダのメールサーバに設けられたメールボックスにいったん格納される。受信人のメールソフトの受信要求によって、そのメールボックスのメールが転送される。一定期間受信人の要求がなければ、メールは送信人に返却される。

3 メールは、送信側のメールサーバに溜められている。クライアント側のパソコンのメールソフトの受信要求によって、メールサーバのメール転送プログラムがメールを取りに行く。このときサーバに格納されているメールは、送信側が消すことができる。

4 メールは、送信側のメールソフトと受信側のメールソフトの両方が起動された状態になると、メールサーバは、この2つを自動的に接続してメールの交換を取り次ぐ。このとき、サーバには、万一の障害に備えて交換しているメールのバックアップが置かれる。

正解 1

解説

POP3プロトコルを使用した一般的な受信のしくみは、次のとおりです。

- ・メールは、受信人が契約するプロバイダのメールサーバに設けられたメールボックスにいったん格納されます。
- ・クライアントである受信人のメールソフトから受信要求があると、そのメールボックスのメールがクライアントへと転送されます。
- ・このときサーバにメールを残しておくか、削除するかはユーザが選べるようになっています。

設問 69

あるウェブページを訪れたら次のような意味不明の文字が並んでいました。ブラウザの文字表示がこのようになってしまった場合、適切な操作を次のなかから選びなさい。

以下の選択肢において、「IE」はInternet Explorer、「NC」はNetscape Communicatorの略で、このブラウザを用いた場合を示しています。

- 1 悪意のあるコードが含まれているのですぐに立ち去る。
- 2 [表示] > [エンコード](IE)、[表示] > [文字コード](NC)で文字コードの種類を確かめる。
- 3 [ツール] > [インターネットオプション](IE)や[編集] > [設定] > [表示](NC)で、表示フォントを確かめる。
- 4 ブラウザを再起動する。

正解 2

解説

この文字化けは、JISコードをEUC(Extended UNIX Code)として解釈しようとした場合に起きます。ウェブページの作者が正しい文字コードをHTMLファイルで定義していなかったり、ファイルの文字コードとウェブサーバで扱う文字コードの不一致などによってこうした現象が生じます。

ちなみに、パソコンではシフトJISコード、インターネットではJISコード、UNIXではEUCが使われています。

設問 70

Weblog(ウェブログ)の省略形として使われるようになった「blog(ブログ)」と呼ばれる言葉があります。このblogの意味として適切と思われるものを、次のなかから選びなさい。

- 1 ウェブサイトにアクセスする利用者が、具体的にどのページを訪れているかの閲覧記録のこと。
- 2 さまざまな話題について、個人が意見や感想、解説やコメントなどを日記的な形式で公開し、閲覧者も意見などを書き込めるウェブサイトのこと。
- 3 コンピュータシステムの操作やデータの送受信が行われた日時とその内容を記録ための専用ウェブサービス技術のこと。
- 4 関連する情報を公開しているウェブサイト間に、自動的にリンクをはる機能のこと。

正解 2

解説

一定のテンプレートにテキストや写真をいれるだけで簡単に日記形式のページを公開できるサービスをブログと言います。ブログは、読者がコメントを書き込んだり、自分のページへのリンクを張ったりできる(トラックバック)機能を持つものが多く、同じ話題に

興味を持つ人同士で情報交換をしたり、読者が複数の人の意見を見比べたりすることができます。簡単にウェブページが作成でき、さらに双方向の情報交換も可能なため、ブログによる情報発信をする人が多くなっています。

ブログのなかには、単純に日々の出来事をつづった日記ではなく、ニュースサイトや他のブログページへのリンクを張り、それに対する意見や批評を時系列順に書くといったタイプのものが多くあります。とくに米国では、社会や政治問題、あるいはビジネスや専門分野について焦点を絞って自分の意見を発信するブログが増え、CGM（Consumer-generated media：消費者制作メディア）として注目を集めています。

設問 71

次の文章の空欄A、Bに入る言葉の組合せとして、適切なものを選びなさい。

ユーザIDとパスワードの役割は（A）であり、大切なパスワードは、（B）のように設定するのが望ましい。

- 1 A．同じシステムを多くの人と共有すること、B．自分だけにわかる文字と数字の組合せ
- 2 A．自分の財産とプライバシーを守ること、B．自分だけにわかる文字と数字の組合せ
- 3 A．コンピュータのデータを暗号化すること、B．忘れることのない自分の住所の郵便番号
- 4 A．自分の財産とプライバシーを守ること、B．忘れることのない家族の名前

正解 2

解説

ユーザID・パスワードは、あなたがそのネットワークシステムの正当な利用者であることを証明する情報です。あなたの財産とプライバシーを守っているだけでなく、そのネットワークシステム全体を不正なネットワーク利用から保護する役目も果たしています。ユーザID・パスワードを他人に不正利用されないよう適切に管理することはネットワーク利用者の大切な義務です。

パスワードは、他人に容易に推測されないようにしなければなりません。自分が覚えやすいからという理由で、誕生日や電話番号、住所、家族やペットの名前を設定するのは危険です。文字と数字を組み合わせ、他人には複雑に見えて、なおかつ自分ではわかるようなものにしましょう。

設問 72

住所・氏名などの個人情報を掲示板で公開することについて、あてはまると思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 個人情報を公開しても、他の掲示板などに転載・掲載されたり悪用されたりしないようコントロールできるので問題ない。
- 2 個人情報を公開すると、掲示板に書き込まれた個人情報が一人歩きし、思わぬ被害をもたらす場合がある。

3 個人情報公開しても、問題が生じたときに掲示板管理者に消してもらえれば問題はない。

4 個人情報を公開すると、参加者同士の親交がより深まるので、積極的に公開することが奨励されている。

正解 2

解説

住所や電話番号などをはじめとするどのような個人的な情報も、インターネットで安易に公開しないようにしましょう。個人情報を公開することにより、不利益をこうむったり、危険な目にあったりする可能性があります。何らかの必要からインターネット上に個人情報を発信する場合は、そのリスクを十分に理解したうえで行いましょう。

たとえば、個人情報を公開することで、悪質な名簿業者に情報を利用して迷惑メールがくるようになる、知らない人から自宅宛てに電話がかかってくる、嫌がらせをされたり、誹謗中傷を受けたりするなどのトラブルに巻き込まれることがあります。また、家族の写真を掲載したことによって子どもが誘拐されるなどの犯罪の被害にあう危険性もあります。掲示板への書き込みは簡単にコピーできるため、ある掲示板に書き込まれた個人情報が知らないうちに他の掲示板などに掲載され、あちこちに個人情報が流れてしまうこともあります。あるいは、掲載された写真があちこちに転載されてしまう危険もあります。

いったんインターネット上に流れた個人情報は、誰に見られるかわかりません。また、流出した情報をコントロールすることは事実上不可能であり、インターネット上から削除することが非常に困難になる場合があります。したがって、個人情報の公開に対しては十分な注意が必要です。そして、自分の個人情報の取扱いはもちろん、他人の個人情報の取扱いにも十分に注意しましょう。

設問 73

クッキー(Cookie)について、正しく説明した文章を選びなさい。

1 クッキーは削除できない。

2 クッキーを受け入れると、アクセスしたウェブサイト自動的に個人情報が流出する。

3 クッキーと個人情報を組み合わせると、ウェブサイトにだれが訪問しているかが推定できる。

4 クッキーの内容はユーザには見えない。

正解 3

解説

クッキー(Cookie)は、アクセスしたウェブサイトに入力した情報を保持させることができます。同じブラウザで次にそのウェブサイトにアクセスすると、サイトはクッキーの情報を読み取って、だれがアクセスしているかを判別することができます。

設問 74

ふとしたことから同僚のパスワードを知ってしまいました。まだ知っているのは自分だけのようです。こうした場合、次のなかからもっとも適切だと思われる対処を選びなさい。

- 1 すぐに自分が知ってしまったことをその人に知らせ、パスワードの変更を促す。
- 2 トラブルを避けるため、数日様子を見てから注意を促す。
- 3 自分さえ黙っていれば他人にはわからないので、誰にもいわないようにする。
- 4 ネットワークが危険なので、勝手にパスワードを変えておく。

正解 1

解説

何かの理由で他人のパスワードを入手することがあっても、速やかに本人にそれを告げてパスワードの変更を促してあげてください。

設問 75

次の文章の空欄 A、B に入る組合せとして、適切なものを選びなさい。

メールは通常、(A) で送られるため、パケット盗聴等の不正な手段により盗聴される可能性があります。したがって、パスワードや会社の機密情報などの大切な情報は、(B) して送信するのが望ましいとされています。

- 1 A . 暗号文、B . 圧縮
- 2 A . 暗号文、B . 添付ファイル化
- 3 A . 平文、B . 圧縮
- 4 A . 平文、B . 暗号化

正解 4

解説

インターネットのメールは通常平文(テキスト)で送受信されるため、途中で第三者に見られてしまう危険がないとは言えません。メールのデータはいくつものネットワークを経由して配信されることになるので、その間に、パケット盗聴等の不正な手段により、メールのデータが取得され、その内容を見られてしまう可能性があります。また、各メールサーバでメールを受け取ってから次のサーバに送信するまでの間、あるいは、受信者が取得するまでの間、そのメールがサーバのディスク上に保存される場合があります。このとき、一定のサーバ管理知識があれば、保存されたメールの内容を見ることも可能です(ただし、プロバイダや企業のサーバ管理者は、こうしたサーバへのアクセスが厳しく管理されています)。

したがって、会社の機密情報や、財産にかかわる大切な情報などは、簡単に読めないように暗号化して送信しましょう。

設問 76

ユーザIDの所有の安全面に関する説明として、次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 親しい間柄でもユーザIDを共有すると罰せられる。

- 2 親しい間柄でも1人が1つずつ持つべきである。
- 3 親しい間柄なら複数人で共有してもかまわない。
- 4 親しい間柄でもユーザIDの共有にはルールを作るべきだ。

正解 2

解説

親しい間柄や家族であっても、他人のユーザID でコンピュータやネットワークに接続することは誤解や争いの種になる可能性があります。ユーザID は1人が1つずつ持つようにするほうがよいでしょう。

設問 77

次の文章の空欄A、Bに入る言葉の組合せとして、適切なものを選びなさい。

ソフトウェアにセキュリティ上の弱点であるセキュリティホールが見つかったとき、ソフトウェアメーカーから配布される修正プログラムを(A)という。(A)は、サービスプログラム、あるいは、サービスパックなどと呼ばれることもある。セキュリティホールを放置しておく、外部からの不正侵入やウィルス感染の原因となるため、(A)が配布されたら速やかに入手し、それを適用する必要がある。(A)は通常、(B)である。

- 1 A. セキュリティパック B. 有償
- 2 A. セキュリティパッチ B. 有償
- 3 A. セキュリティパック B. 無償
- 4 A. セキュリティパッチ B. 無償

正解 4

解説

ソフトウェアにセキュリティ上の弱点であるセキュリティホールが見つかったとき、ソフトウェアメーカーから配布される修正プログラムを、「セキュリティパッチ」といいます。洋服などに空いた穴にあてる布切れ(patch)になぞらえて「セキュリティパッチ」または単に「パッチ」と呼ばれており、パッチを使って修正することを「パッチをあてる」といいます。

たとえばマイクロソフト社では、コンピュータをスキャンして、そのコンピュータのための修正プログラムや更新内容をリスト表示させ、そのなかから必要なものをインストールする「Windows Update」という補助機能を提供しています。Windowsのバグやセキュリティホールが見つかった際には、同社から修正プログラムが提供されるので、その都度、Windows Updateにより、最新の更新および修正プログラムを入手・インストールするようにしましょう。なお、Windows Update機能は、Windows98以降のOSで提供されています。

設問 78

見知らぬ人から添付ファイルのついたメールが届きました。題名も英語でよく意味がわかりません。この場合、どのように対処すればよいでしょうか。次のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 本文も開かないですぐに削除する。
- 2 メーリングリストに転送して助言を求める。
- 3 英語のできる友人に転送して内容を教えてもらう。
- 4 本文を開いて問題のないものかどうかチェックする。

正解 1

解説

コンピュータへのウィルス感染を防ぐため、添付ファイルを開くときは十分に注意しましょう。使用している電子メールソフトによっては、メールの本文を開いただけで感染してしまう場合もあります。少しでもあやしいと感じたら、添付ファイルだけでなく、本文も開かないようにしましょう。

ウィルス感染防止のため、ウィルス対策ソフトを利用し、ウィルス定義（パターン）ファイルをつねに最新のデータに更新しておくようにしましょう。

設問 79

「未承諾広告 魅力的な商品のお知らせです」といったタイトルの広告メールが届きました。事業者の名称、住所、電話番号、URL、受信拒否する旨の通知を行うためのメールアドレスが記載されています。この場合の対処として、もっとも適切なものを選びなさい。

- 1 無視する。
- 2 受信拒否をする旨の通知とともに、自分の住所や電話番号などを添えて返信をする。
- 3 広告メールに記載されている電話番号に電話をかけ、商品の内容は何か確認する。
- 4 魅力的な商品かどうか、試しにメール中に記載されたURLのウェブページを試してみる。

正解 1

解説

事業者および送信者がメールにより商業広告を送る場合、特定商取引法により、メールの件名の冒頭に「未承諾広告」と表示すること、およびメール本文の最前部に事業者および送信者の氏名または名称と、受信拒否する旨の通知を行うためのメールアドレスの表示を行うことなどが義務づけられています。

受信者は、このような広告メールに対し「受信拒否」を通知することで、今後の広告メールの受取りを拒否することができます。受信拒否を通知する際は、「受信を拒否するメールアドレス」と「受信を拒否する旨」の2点のみを通知します。たとえ受信した広告メールに、受信拒否の際には住所、氏名、年齢、電話番号等の個人情報もあわせて通知するよう書かれていたとしても、その必要はありません。

ただし、受信拒否を通知したことで、かえって迷惑メールが増える場合もありますので、過去に取引があった事業者など、信頼できる相手でなければ、受信拒否通知を送ることは避けたほうが賢明です。この場合は、そのメールを無視し、メールソフトのフィルタリング機能を使って、以後そのアドレスからのメールを迷惑メールとして特定フォルダに自動的に振り分けるように設定するとよいでしょう。

また、メール中に記載されたURLのウェブページを開くと危険な場合がありますので、安易にURLをクリックしないようにしましょう。URLをクリックしたとたん有料ページに飛ばされたり、ソフトウェアのダウンロードが始まったりする、悪質なウェブページに接続してしまう場合もあります。

なお、財団法人日本産業協会と財団法人日本データ通信協会では、受信拒否したにもかかわらず再送信されてくるメール（再送信禁止義務違反のメール）や、表示義務に違反しているメールについて、情報提供を受け付けています。このようなメールを受け取った場合には、メールのヘッダ情報を添付のうえ、情報提供窓口に転送してください。

設問 80

特定商取引に関する法律により、メールによる商業広告を受信者の許可なく送信する場合に、メールの件名欄の冒頭に表示することが定められた文言を選びなさい。

- 1 「！商業広告！」
- 2 「未承諾広告」
- 3 「#不要な方は破棄してください」
- 4 「！宣伝！」

正解 2

解説

総務省による「特定メール法（特定メールの送信の適正化等に関する法律）」（注1）、および、経済産業省による「特定商取引法（特定商取引に関する法律）」（注2）では、一方的な商業広告の送付であることが受信者にわかるよう、事業者が送信するメールの件名欄に「未承諾広告」の表示を入れることを義務づけています。

一方的に送りつけられる商業広告メールを受け取りたくない場合は、「未承諾広告」と表示されたメールをフィルタリングするようメールソフトを設定したり、携帯電話各社が提供する「未承諾広告」と表示されたメールの受信を拒否するフィルタリング機能を利用したりすることで対応できますが、こうしたフィルタリング機能をすり抜けようとする業者もいるので、注意が必要です。

経済産業省は2003年10月7日付けで、違法な迷惑メールで出会い系サイトの利用を勧誘した事業者2社に、特定商取引法による初めての行政処分を行いました。特定商取引法違反して行政処分されたこれらの事業者は、「未承諾広告」と表示しなかったり、「未承諾広告」「未承諾広告」「未承諾広告」と不適切に表示したりしていました。

また総務省も、2003年11月11日付けで、特定メール法に違反して、携帯電話に迷惑メールを送信していた事業者に対し、特定メール法の規定を遵守するよう措置命令を行いました。

（注1）総務省の「特定メール法」は、メールの遅配など、迷惑メールにより巻き起こされる通信トラブルを防ぐことを目的としており、広告主に加え、問題のメールを送信した送信業者も規制の対象とされている。

（注2）経済産業省の「改正特定商取引法」は、健全な商取引を促し、消費者が一方的に不利な状況に陥らないようにすることを目的としている。このため、消費者を欺くような行為を行なった広告主を規制の対象としている。

設問 81

「インターネットのコンテンツを利用した料金が長期間未払いとなっており、至急指定

の口座に料金を支払わないと法的措置に訴える」という旨のはがきが届けられました。請求元の会社は、法務大臣の許可を得た債権回収会社（サービサー）を名乗っています。しかし、そうした請求を受けることに心当たりはありません。この請求に、どのように対処すべきでしょうか？ 次の簡条書きの文章の空欄を埋めるのに適切な語群をもつ選択肢を選びなさい。

- ・ こうした債権回収会社は、インターネットの有料コンテンツなどで生じた債権を回収する権限を（A）。
- ・ その債権回収会社に連絡を（B）。
- ・ 支払いは（C）。
- ・ 届いたはがきは（D）しておく。

1 A．もたない B．してはならない C．絶対にしない D．保存

2 A．もつ B．して問い合わせる C．すぐにする D．保存

3 A．もたない B．して問い合わせる C．問い合わせの結果する D．破棄

4 A．もつ B．してあやりる C．すぐにする D．破棄

正解 1

解説

法務大臣の許可を得た債権回収会社は、インターネットの有料コンテンツの未払い金の回収はできません。法務大臣認可の債権回収会社であることを詐称した架空請求詐欺の可能性がります。

こうした会社に安易に連絡を取ってはいけません。連絡の結果、個人情報流出するなど被害が拡大する場合があります。

また、支払いは絶対にしないでください。いったん支払ったお金はとり戻すことが困難になります。また、支払ったことによって新たな請求を受けることもあります。

届いたはがきや書類は、すぐに捨てずに保存しておいた方がよいでしょう。度重なる場合や、電話連絡や訪問などを伴う悪質な場合に、警察に届ける際の証拠となります。

なお、こうしたはがき、手紙やメールは、架空請求詐欺の手口のひとつで、最近その勢いや手口の悪質化が目立っています。

<債権管理回収会社（サービサー）について>

法務大臣の認可する債権管理回収会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」に基づいてその業務の範囲が限定されています。管理回収できる債権は、銀行などの金融機関が保有する貸付債権、破産宣告や再生手続き開始の決定を受けた者が有する金銭債権などの「特定金銭債権」に限られており、本来、不良債権処理が目的のサービサーは、出会い系サイト、アダルトサイト、ツーショットダイヤルなどの利用料金を請求することはできません。

設問 82

オンラインゲームで使われるアイテムや仮想通貨を実際のお金で売買することをリアルマネートレード（RMT）と言います。このRMTについて、もっともあてはまると考えられるものを次のなかから選びなさい。

1 ゲームをより楽しむために、多くのゲームサイトで奨励されている。

2 多くのゲームサイトで禁止されており、金銭トラブルなども報告されている。

3 海外のゲームユーザとの取引は禁止されている。

4 こうした取引は法律的には認められていない。

正解 2

解説

ゲーム内で取得したアイテムを現金で売買するような行為は、RMT（リアルマネートレード）と呼ばれており、種々の問題を引き起こす可能性が高いために、多くのゲームサイトで禁止されています。RMTが発覚すれば、アカウントの停止処分が行われる場合もあります。詐欺などの金銭トラブルも報告されているので注意しましょう。

設問 83

インターネットの掲示板に、自分のプライバシー情報の書き込みを見つけた場合の対応として、適切でないものを選びなさい。

- 1 その書き込みのあるページを自分のパソコンに保存する。
- 2 その掲示板に、内容を修正してもらうように、書き込みをする。
- 3 悪質な場合は弁護士に相談する。
- 4 掲示板管理者に、削除依頼の要請メールを送る。

正解 2

解説

自分のプライバシー情報が掲示板に書き込まれた場合は、まずは、掲示板管理者に、削除依頼の要請メールを送ってみましょう。掲示板に書き込みをすると、逆に個人情報の書き込みがエスカレートする場合があります。削除依頼は、以下の手順で行うとよいでしょう。

- 1 相談者本人から掲示板の管理者に連絡をとり、削除要請を行う。
- 2 削除されない場合や、管理者が不在の場合は、掲示板が設置されているプロバイダに削除依頼をする。
- 3 書き込みが悪質のため民事上の対応について希望する場合は、弁護士等に相談する。
弁護士に相談するような場合は、証拠保全のため、あらかじめ該当する書き込みのあるページを自分のパソコンなどに保存しておきましょう。また、掲示板管理者に削除依頼をする際に、あわせて該当部分のログデータの保存も要請しましょう。

設問 84

オンラインゲームに参加したのですが、難しくてなかなかレベルが上がリません。そんなとき「IDとパスワードを教えてください、代わりにプレイしてレベル上げてあげるよ。代わりにわたしの教えるから心配しないでいいよ」と言われました。このときの対応として、もっとも正しいものを次のなかから選びなさい。

- 1 相手のIDとパスワードを教えてもらえるなら、対等のリスクなので教える。
- 2 秘話機能を使って第三者には聞かれないように教える。
- 3 そもそもパスワードは教えるべきではないので、断る。

4 相手のレベルを確認して、レベルが低ければ断る。

正解 3

解説

自分のユーザID・パスワードを他人に教えてはいけません。友人や知り合いから「ユーザID・パスワードを教えてください、アイテムをあげる」などと言われても、教えてはいけません。ゲームのルール違反であるだけでなく、せっかく取得したアイテムが盗まれたり、自分になりすまされて迷惑行為をされてしまうなど、トラブルに巻き込まれることもあります。

また、多くのオンラインゲームサイトでは、利用規約などで第三者へのユーザIDの貸与または譲渡は禁止されています。

設問 85

ウェブページにメールアドレスを掲載すると、メールアドレス収集ソフトなどで自動的に収集されるため、スパムメールが送られてくる可能性が非常に高くなります。ウェブページにメールアドレスを記載する場合、メールアドレスの収集を防ぐために、もっとも効果的といわれている対策を次のなかから選びなさい。

1 メールアドレスの記述をGIF形式やJPEG形式などの画像ファイルにする。

2 ウェブページには「メールアドレスはこちら」と隠して、ソースにはmailto:で記述しておく。

3 メールアドレスの記載には、mailto:を使わずにプレーンテキストで掲載する。

4 メールアドレスをHTMLエンティティで表記する。

正解 1

解説

メールアドレス収集ソフトは、ウェブページのHTMLソースにある「@」マークの前後や、「mailto:」の後のメールアドレスを集めています。

メールアドレスの文字列をGIF形式やJPEG形式などの画像ファイルにすると、メールアドレス収集ソフトは画像ファイルの内容を認識するのが困難なので、非常に効果があります。ただし、スパムメール対策は万全でも、そのアドレスにメールを送信するためには画像に書かれているアドレスをタイプしなければなりませんので、親切な方法とはいええないという欠点があります。

HTMLソースにJavaスクリプトを組み込むことによって、画像をクリックするとメールソフトが立ち上がるようにする方法もありますので試してみるとよいでしょう。

HTMLソース中のメールアドレスをHTMLエンティティで表記する(例:「@」マークを「@」のように置き換えて記述すること。ブラウザは「@」マークと解釈して表示する)方法もかなり効果的ですが、これに対応するアドレス収集ソフトもありますので、完全とはいえません。

設問 86

掲示板へ個人情報を公開してしまうと、情報を悪用される可能性があります。次のうち、そうしたリスクがもっとも低いと考えられるものを選びなさい。

1 氏名と家族の写真

2 氏名と年齢

3 氏名と電話番号

4 氏名と住所

正解 2

解説

住所・氏名、電話番号はもちろん、家族の写真などの個人情報を、掲示板などで安易に公開してはいけません。自分の個人情報の取扱いに注意することはもちろんですが、他人の個人情報の取扱いにも十分に注意しましょう。

設問 87

ウェブでの個人情報の開示が危険だという理由として、直接には関係ないものを次から選びなさい。

- 1 情報がなりすまし行為に利用される。
- 2 いたずら電話やストーカーの標的にされる。
- 3 ウェブの情報の改ざんなどがしやすくなる。
- 4 個人情報が不正に名簿に登録される。

正解 3

解説

自分や家族の住所、氏名、電話番号などはもちろん、家族の写真などを安易に公開するのは危険です。犯罪から身を守るため、ウェブページでの個人情報の開示には十分に注意しましょう。

設問 88

配線工事が不要で導入の容易な無線LANを企業や家庭のネットワークで利用する場合、有線LANに比較してどのような危険性に注意すべきかを次のなかから選びなさい。

- 1 サーバへのDoS攻撃と通信内容の傍受・盗聴
- 2 なりすましとウィルス侵入
- 3 通信内容の傍受・盗聴とアクセスポイントの不正利用
- 4 アクセスポイントの不正利用とポートスキャン

正解 3

解説

無線LANには「通信内容の盗聴」と「無線LANの不正利用」の2つの危険性が存在します。無線であるため到達範囲が不明瞭で、人目につかないところや屋外からでも侵入を試みる

ことが可能です。無線LANを導入する際には、WEP（無線区間のデータを暗号化する機能）の設定や、MACアドレスフィルタリング（登録したMACアドレスをもつ機器以外の接続を禁止する機能）の使用などのセキュリティ対策を施すことが必要です。

設問 89

他人の管理するサーバを勝手に利用してメールを送信することを、一般に「不正中継」と呼びます。このような不正中継への対応として適切であると思われる考え方を、次のなかから選びなさい。

- 1 不正中継は、そのサーバを勝手に利用する人の問題であり、サーバの所有者や管理者が不正中継対策をとってはいけない。
- 2 第三者がサーバを勝手に利用するだけで、そのサーバの利用者への損害はありえないが、マナーとしてできるだけ放置しないようにする。
- 3 今のところ、不正中継に利用された者を取締りの対象とする法律はないので、不正中継対策を講じる必要はない。
- 4 不正中継は、セキュリティ対策不足が原因であり、自分だけでなく他人にも迷惑がかかるので放置してはいけない。

正解 4

解説

他人の管理するサーバを勝手に利用してメールを送信することを、一般に「不正中継」と呼びます。

「不正中継」を許す設定になっているサーバは、悪意ある第三者によって、迷惑メールの送信元として利用される恐れがあります。サーバの管理者が不正中継対策を怠っていると、知らないうちに迷惑メール送信に加担することになり、多くの人に迷惑をかける結果につながります。それだけでなく、悪用されたメールサーバを所有している人や組織が、加害者を幫助する立場として責任を問われる可能性もあります。したがって、不正中継を許さないサーバを構築することが、サーバの所有者および管理者の責任であり、インターネット社会に対するセキュリティ・マナーであるといえます。

設問 90

ファイアウォールについて、正しく説明した文章を選びなさい。

- 1 ファイアウォールのみが、有害コンテンツやスパムメール対策の有効手段である。
- 2 家庭のコンピュータやネットワークは不正侵入の価値はないので、ファイアウォールなどの安全対策は必要ない。
- 3 ファイアウォールのみが、ウィルスやワーム対策の有効手段である。
- 4 家庭のコンピュータも不正侵入されて悪用されるおそれがあるので、ファイアウォールなどのセキュリティ対策を導入することが望ましい。

正解 4

解説

ファイアウォールは、外部からのネットワークへの不正侵入を防いだり、外部への情報漏えいを防いだりするためのシステムです。主に企業や団体、学校などのネットワークで導入されていますが、家庭のコンピュータも、インターネットに接続している以上、不正侵入されるおそれがあります。とくに常時接続サービスなどを利用して、24時間インターネットに接続されている場合などは、その危険が大きくなります。セキュリティ対策が十分でないと、家庭のコンピュータでも外部から不正侵入され、さらに別のコンピュータ等に不正侵入を図ったり、ウィルスをばら撒いたりするための「踏み台」として利用されたりすることがあります。

設問 91

次の文章の空欄A、Bに入る言葉の組合せとして、適切なものを選びなさい。

無線LAN機能付きのノートパソコンを搭載した車で、不正に利用できる無線LANのアクセスポイントを探めて街中を探し回る行為を「ウォードライビング」という。ウォードライビング行為から無線LANのネットワークを保護するためには、(A)を行ったり、(B)を導入したりするとよい。

1 A . MACアドレス制限 B . WiFi

2 A . IPアドレス制限 B . WEP

3 A . IPアドレス制限 B . WiFi

4 A . MACアドレス制限 B . WEP

正解 4

解説

無線LANのアクセスポイントを探めて、オフィス街や街中を車で移動するクラッキングの手口を、「ウォードライビング (War Driving)」といいます。非公開のダイヤルアップ回線のアクセスポイントを探めて無差別にダイヤルするというクラッキング行為を「ウォーダイヤリング (War Dialing)」と呼びますが、これと似たクラッキング行為を、車と無線システムを使って行うことから、この無線LANのアクセスポイントのクラッキング行為が、ウォードライビングと呼ばれるようになりました。

無線LANは障害物がなければオフィスビルや窓に面した道路上で十分に宅内のアクセスポイントに接続できる場合があります。このため、ノートパソコンを車に載せ、街中を走り回るだけで、セキュリティで保護されていない、あるいは保護が甘い無線LANのアクセスポイントを探し出すことが可能になります。ウォードライビング行為から無線LANのネットワークを保護するためには、各イーサネット機器固有のID番号であるMACアドレス (Media Access Control address) をアクセスポイントに登録してアクセス制限をかける「MACアドレス制限」を行ったり、無線通信における暗号化技術「WEP (Wired Equivalent Privacy)」を導入したりします。

なお「WiFi」(ワイファイ)は、無線LANの標準規格である「IEEE 802.11b」の呼び名で、Wireless-Fidelityの略です。

設問 92

太郎は雑誌で、ずっとほしかったA社の靴を見つけました。「メールでのご注文を承ります」と書いてあったので、さっそく自分の住所、氏名、メールアドレスなどを記入した「注文メール」をA社のメールアドレス宛に送信しました。その後、A社から「ご注文承諾通知」

が届き、1週間後、無事に靴を手に入れることができました。この流れのなかで、太郎とA社間の「契約が成立した」と法的に解されるのはどの時点でしょうか。次のなかから選びなさい。

- 1 A社が出した「ご注文承諾通知」が、太郎のメールサーバ中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点
- 2 太郎が出した「注文メール」を、A社の担当者が読んだ時点
- 3 太郎が出した「注文メール」が、A社のメールサーバ中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点
- 4 A社が出した「ご注文承諾通知」を、太郎が読んだ時点

正解 1

解説

従来、通信販売など郵便による隔地者間取引では、民法526条第1項により、承諾の通知を「発信した時点」で契約が成立する「発信主義」が取られてきました。しかし、平成13年に成立した「電子契約法」(正式名称：電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)により、電子商取引などにおける契約の成立時期は、承諾の通知が申込者に「到達した時点」で成立する「到達主義」が取られるようになりました。

「到達した時点」とは、電子メールを使用した場合、「承諾通知の受信者(申込者)が指定した又は通常使用するメールサーバ中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点」としています(「電子商取引等に関する準則」経済産業省平成16年6月改訂より)。

具体的には、次のとおり整理されています。

「(1) 相手方が通知を受領するために使用する情報通信機器をメールアドレス等により指定していた場合や、指定してはいないがその種類の取引に関する通知の受領先として相手方が通常使用していると信じるのが合理的である情報通信機器が存在する場合には、承諾通知がその情報通信機器に記録されたとき、(2)(1)以外の場合には、あて先とした情報通信機器に記録されただけでは足りず、相手方がその情報通信機器から情報を引き出して(内容を了知する必要はない。)初めて到達の効果が生じるものと解される。」

承諾通知が添付ファイルなどで送信された場合、申込者がそのファイルを見るためのアプリケーションソフトを持っていないために添付ファイルの内容を確認できなかったときには、承諾通知は到達していないとみなされる可能性が高くなります。ただし、文字コードの選択設定を行えば復号が可能であるのにそれを行わなかったなどの理由で内容を確認できなかった場合は、承諾通知は到達しているものと考えられています。

申込者のメールサーバが故障していた場合は、通知は届かなかったものとされます。また、承諾通知がいったんメールサーバに記録された後に、何らかの事情で消失した場合は、記録された時点で通知は到達しているものと解されます。

なお、ウェブ画面上での契約の場合は「申込者のモニター上に承諾通知が表示された時点」となります。

「電子商取引等に関する準則」経済産業省 平成16年6月改訂

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/press/0005275/

設問 93

ウェブコンテンツのフィルタリングソフトの機能について、誤った記述を選びなさい。

- 1 パソコン上の個人情報を一括管理する。
- 2 有害なサイトへのアクセスのみを遮断する。
- 3 ウェブページへの個人情報の送出手を制限する。
- 4 有益なサイトへのアクセスのみを許可する。

正解 1

解説

フィルタリングソフトは、一定の内容をもつインターネット上の情報へのアクセスを制限するソフトウェアであり、個人情報を管理するためのものではありません。主に子どもによる有害サイトへのアクセスや企業において仕事に無関係なサイトへのアクセスを制限するために使われています。

ホワイトリスト方式では、有益なサイトへのアクセスのみを許可します。よいホワイトリストがないため、インターネットのメリットを十分享受できないのが難点ですが、有害サイトのブロックは完全に行えます。

ブラックリスト方式では、有害なサイトへのアクセスを遮断します。有害サイトへのアクセスを完全にブロックできる訳ではないのが難点ですが、インターネットのメリットはある程度は享受できます。

最近では、アンケートなどで子どもが個人情報を入力できないようにするために、入力フォームの情報の送出手を制限する機能を備えたものもあります。

大阪府では2003年7月から、青少年健全育成条例で、公共機関でのフィルタリングソフトの活用その他の適切な方法により、インターネット上の青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の視聴を防止することが努力義務化されました。

設問 94

定められた期間内に通知して返品すれば、代金を返してもらえるクーリングオフ制度は、インターネットによる通信販売に対しても適用されるのでしょうか。この点について正しいと思われる記述を次のなかから選びなさい。

- 1 クーリングオフ制度は、購入するかどうか十分に検討できる通信販売（インターネット利用によるものを含む）には適用されない。
- 2 クーリングオフ制度は、店舗での買い物や通信販売による買い物を含む、すべての買い物に対して適用される制度である。
- 3 クーリングオフ制度は、電話勧誘販売や訪問販売のように強引な勧誘により十分に検討することなく契約してしまった消費者を保護するものであり、インターネットを利用した通信販売にも適用される。
- 4 クーリングオフ制度は、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」で定められている制度であり、特定商取引法の対象に含まれる通信販売（インターネット利用によるものを含む）にも適用される。

正解 1

解説

クーリングオフ制度とは、訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約内容を明らかにする書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を

与え、消費者の側から契約を解除することを認める制度です。

訪問販売や電話勧誘販売などでは、販売員から不意打ち的に強く勧誘されるため、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま、つい契約してしまいがちです。そこで、契約してしまった消費者を救済するために、契約内容を記載した書面を受け取った日から一定期間、頭を冷やして（cooling）契約から離れる（off）機会が与えられています。

消費者がじっくり購入を検査「できる「通信販売」はクーリングオフ規制の対象外ですが、インターネット利用による通信販売を含め、自主的な返品制度（返品特約）を採用している通信販売事業者が多いので、通信販売による契約の際には、そうした返品特約の内容をよく確認するようにしましょう。

設問 95

ウェブページを閲覧すると、通常、「http://www.iajapan.org/」のようなURLが、ウェブブラウザのアドレス欄に表示されます。「http://」の代わりに、「https://」と表示される場合もあります。この「https」の意味について、正しいと思われる説明を以下から選びなさい。

1 httpsは、メールの送受信機能を付加したプロトコルで、hotmailやYahoo!メールに代表されるようなウェブメールサービスに使われる。

2 httpsは、SSLによるデータの暗号化機能を付加したプロトコルで、プライバシーにかかわる情報やクレジットカード番号などを安全にやり取りするために使われる。

3 httpsは、ファイル転送機能を付加したプロトコルで、ソフトウェアをダウンロードするためのウェブページで使われる。

4 httpsは、ファイル共有機能を付加したプロトコルで、イントラネットでウェブページを利用する際に使われる。

正解 2

解説

「https」はHypertext Transfer Protocol Securityの略で、ウェブサーバとクライアント（ウェブブラウザなど）がデータを送受信する際に使われるプロトコルである「http」に、SSLによるデータの暗号化機能を付加したプロトコルです。このプロトコルを利用することで、サーバとブラウザの間の通信を暗号化し、プライバシーにかかわる情報やクレジットカード番号などを安全にやり取りすることができるため、オンラインショッピング時に、住所や名前、決済方法等を入力する場合などに利用されています。

設問 96

オンラインマーク制度について、誤った説明をしているものを選びなさい。

1 オンラインショップ事業者が販売する商品・サービス等の品質や内容を保証する。

2 ショップのウェブページが通信販売のルールを守っていることを認証する。

3 前払い方式のみの代金支払方法を認めていない。

4 オンラインショップ事業者の存在を認証する。

正解 1

解説

オンラインマークはオンラインショップ事業者が販売する商品・サービス等の品質や内容、消費者と事業者の売買契約内容、事業者の経営内容を保証するものではありません。

「事業者がいつの間にかいなくなってしまった」、「注文したのとは違う商品が届いた」などオンラインショッピングに関するトラブルが増えています。消費者はどのショップが信頼できるのか分からず不安を抱えたまま買い物をしなければならなくなり、また、まじめに営業しているショップにおいても、消費者から信頼されなくなるおそれがあるなど、オンラインショッピング自体の信頼性が失われてしまいます。

そこで、日本商工会議所では、「安心の目安」となるよう、一定の基準をクリアしたショップに対して「オンラインマーク」を発行しています。

(1) オンラインマークは、商工会議所が実際に事業者を訪問調査して「実在する事業者」が運営しているウェブページであることを認証しています。

(2) ウェブページが通信販売のルールを守っていることを認証します。特定商取引法や景品表示法などが定めるルールを守らなければなりません。そこで、オンラインマークは、商工会議所が事業者のウェブページを審査し、表示義務項目が適正に表示されており、消費者を惑わす誇大広告表現がない適正なウェブページであることを認証しています。

また、前払い方式のみの代金支払方法を認めていません。返品制度は特別な理由がない限り原則として導入することとしています。

設問 97

オンラインショップからクレジットカード決済で商品を購入したのですが、いっこうにその商品が届きません。こうした場合、最初に行う行動として適切なものは、次のうちどれでしょうか。

- 1 警察に相談する。
- 2 メールや電話などで相手に問い合わせる。
- 3 ウェブページを使って告発する。
- 4 クレジットカード会社に相談する。

正解 2

解説

まず最初に、買った相手に催促します。そこで相手が商品の引渡しにも解約にも応じなかった場合には、カード会社に相談します。明らかに詐欺だとわかった場合には、警察に被害届を出します。

設問 98

あるオンラインショッピングモールに出店しているショップから商品を購入したところ、注文したのとはまったく違う商品が届きました。そのショップに問い合わせましたが、連絡がとれません。この場合、オンラインショッピングモールの運営者に損害を請求することは可能でしょうか。次のなかから正しいものをひとつ選びなさい。

- 1 どのような場合でも損害を請求できる。
- 2 原則的には損害を請求できないが、そのショッピングモールの形態によっては請求で

きる場合もある。

3 原則的には損害を請求できるが、そのショッピングモールの形態によっては請求できない場合がある。

4 どのような場合でも損害を請求できない。

正解 2

解説

オンラインショッピングモールの運営者と購入者との間には、直接の契約関係がないので、個別のオンラインショップとの取引で生じた損害について、原則としてオンラインショッピングモール運営者は責任を負いません。

ただし、下記の(1)(2)(3)すべてに当てはまる場合、例外として責任を負う場合があります(「電子商取引等に関する準則」経済産業省平成16年6月改訂より)。

(1) サイバーショップによる営業をサイバーモール運営者自身による営業と一般の買主が誤って判断するのやむを得ない外観が存在する(外観の存在)場合。

(2) その外観が存在することについてサイバーモール運営者に責任がある(帰責事由)場合。

(3) 買主が重大な過失なしに営業主を誤って判断して取引をした(相手方の善意無重過失)場合。

責任を負う可能性がある例として、「サイバーモールのホームページで商品を選択すると、そのままモールの統一フォームによる購入画面に移動するような画面構成の場合」が挙げられます。ただし、オンラインショッピングモールの運営者がショップと買主との間に生じたトラブルについて損害賠償等の責任を負うか否かについては、運営形態、ショップの営業への関与の程度などによって総合的に判断されるとしています。

一方、責任を負わないと思われる例として、「ウェブ上に顧客が、通常、認識できるような形で『ショップはそれぞれ運営する出店者が自己の責任において運営しており、とくに明示している場合を除いて、当社と関連会社が管理又は運営しているものではありません』と表示をしている場合」が挙げられます。

「電子商取引等に関する準則」経済産業省 平成16年6月改訂

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/press/0005275/

設問 99

有害な情報を含むホームページへのアクセスを制限する「コンテンツフィルタリング」の仕組みのひとつに、「レイティング方式」があります。この「レイティング方式」について正しい記述を選びなさい。

1 「レイティング方式」は、情報発信者または第三者が格付けし、受信者が自分の価値判断でアクセスレベルを設定し、コンテンツのフィルタリングを行う仕組みである。

2 「レイティング方式」は、インターネットユーザに人気の高いホームページだけにアクセスできるようにする仕組みである。

3 「レイティング方式」は、各ホームページを内容に応じて受信者が格付けし、一定レベル以上のホームページだけにアクセスできるようにする仕組みである。

4 「レイティング方式」は、あらかじめリストアップされたホームページにだけアクセスできるようにし、その他のすべてのホームページにはアクセスできなくする仕組みである。

正解 1

解説

コンテンツフィルタリングは、閲覧できるウェブサイトを制限する仕組みのことです。たとえば暴力やポルノなど、子どもにとって有害な情報が掲載されているウェブページを学校のパソコンで表示できなくしたり、企業のパソコンで業務中に仕事と無関係なウェブサイトへのアクセスを制限したりするために利用されます。

コンテンツフィルタリングの仕組みのひとつに「レイティング方式」があります。「レイティング方式」は、各ホームページをいくつかのレベルに分けて格付け(レイティング)しておき、受信者の価値判断でアクセスできるレベルを設定し、フィルタリングを行う方式です。情報発信者が自ら格付けする「セルフレイティング」と第三者が格付けする「第三者レイティング(サードパーティ・レイティング)」があります。

コンテンツフィルタリングの仕組みとしては、このほかに、「ホワイトリスト方式」「ブラックリスト方式」「キーワード/フレーズ方式」があります。

(参考：インターネット協会発行「フィルタリングソフトのしくみ」)

設問 100

いつも利用しているクレジット会社から「更新期限が近づきました」というメールを受け取りました。メールには、「このメールにあるウェブページにアクセスをして、クレジットカード番号、有効期限等を入力してください。」とあります。これについて、適切と思われる対応を次から選びなさい。

- 1 メールに書かれているクレジット会社の電話番号に電話をして、メールについて問い合わせる。
- 2 そのメールに返信して問い合わせる。
- 3 クレジット会社がカード更新時にカード番号などを本人に問い合わせることはないので無視する。
- 4 すぐにメールに書かれているウェブページにアクセスして手続きをとる。

正解 3

解説

「口座の更新期限です」というようなメールを送りつけ、IDやパスワード、あるいはクレジットカード番号を入力させて、不法に個人の情報をかすめとる行為を「フィッシング」といいます。英文の綴りは "phishing" ですが、発音は "fishing" と同じで、まさしく「個人情報を釣り上げる」という表現がぴったりと当てはまります。

また、本人の氏名、生年月日、カード番号、有効期限などは、個人情報として悪用されるだけでなく、架空の買い物をしたことになり、不正な請求につながる場合があります。

手口としては、先ず有名企業に見せかけたメールを送りつけます。次に、メール本文に書かれたURLにアクセスすると、本物そっくりに偽装されたウェブページが表示されます。ここで、IDとパスワードあるいはクレジットカード番号を入力させます。本物と信じて、最後まで騙されていることに気づかない人もいます。

あやしいメールに対しては、次のような確認をしましょう。

- ・メールヘッダの詳細表示から送信者を確認する。
- ・メール本文にあるリンクにはアクセスせず、別に本物のウェブページにアクセスをして、問い合わせをする。
- ・メール本文にある電話番号ではなく、クレジットカード記載の電話番号などに電話をか

けて、問い合わせをする。

・もし、メールにあるリンクをクリックしてしまった場合、アドレスバーを見て、本物のサイトであるかを確認する。

・こうしたメールが来ることをクレジットカード会社にも連絡しておく。